

平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成23年12月8日（木曜日）

○議事日程

平成23年12月8日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	中 林 堅 造 君
5 番	山 本 久 江 君	6 番	重 川 恭 年 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	木 村 一 彦 君
9 番	横 田 和 雄 君	10 番	高 砂 朋 子 君
11 番	山 根 祐 二 君	12 番	斉 藤 旭 君
13 番	河 杉 憲 二 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	大 田 雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿 博 敏 君	19 番	行 重 延 昭 君
20 番	久 保 玄 爾 君	21 番	今 津 誠 一 君
22 番	山 下 和 明 君	23 番	藤 本 和 久 君
24 番	田 中 敏 靖 君	25 番	田 中 健 次 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。25番、田中健次議員、2番、土井議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、10番、高砂議員。

〔10番 高砂 朋子君 登壇〕

○10番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をいたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

1、1項目めでございます。福祉、女性の視点からの防災対策についてお伺いをいたします。

一昨年の中砂災害を教訓に、これまでさまざまな防災対策に力を入れてきた我が市でございますが、今回の東日本大震災の大打撃は、全国各地で既存の防災対策を見直すことを

促し、さらなる防災対策の充実に取り組む必要があることを我が市にも教えてくれました。

大震災の犠牲者の約6割が高齢者であり、障がい者については、被災状況の実態がつかめていないそうですが、逃げおくれる可能性が高かったことは間違いありません。いざ災害が起こったとき、高齢者や障害者が自力で避難することは難しく、今後、高齢化やひとり暮らし世帯の増加などで、災害弱者はますます増えていきます。こうした方々の避難を手助けする対策は待ったなしと言えます。

また、2005年に国の防災基本計画に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、さらに2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されたことで、地域の防災計画に女性の視点を取り入れられる動きは出てきたものの、大震災を教訓とし、その後の検証の中で、あらゆる場面において、女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

こういったことから、福祉の視点、女性の視点からの防災対策の充実が必要と感じ、以下3点にわたり質問をいたします。

1点目の質問でございます。自主防災組織の推進とともに、高齢者や障がい者などの災害弱者を把握し、個別の避難支援プラン作成をしていくことについて質問をいたします。

具体的には、防災出前講座の実施状況及び自主防災組織の立ち上げ状況について、災害弱者の名簿作成、安否確認や移動支援などの個別避難支援プランの作成状況についてお聞かせください。

私は、一昨年の土砂災害直後の一般質問において、1、既に策定されていた災害時要援護者支援マニュアルに関し、災害を教訓に、明らかになった問題点を精査し、改定すべきではないか。

2、各地域で要援護者を名簿化し、個別の避難支援プランを作成すべきではないか。市内一斉ということは難しいので、まずはモデル地区をつくり、全域に広げていってとは提案をいたしました。

3、地域防災力向上のために、自主防災組織の立ち上げが不可欠ではないか等の質問をいたしました。

災害時要援護者支援マニュアルに関しては、より実効性のある全体プランを作成され、翌22年3月に改訂版を公表していただきました。今回は、その支援マニュアルが各自治体におきまして、より身近なものとして認識していただき、マニュアルがマニュアルで終わることなく、いざというときに、地域防災力を存分に発揮していただけるように、自主防災組織の立ち上げとともに、災害弱者の個別避難支援プランを作成していくことが有効ではないかという視点から質問をしております。要は各地区で、だれがだれを安否確認す

るのか、避難誘導するのか、この点が明確になることが重要なわけでございます。

2点目の質問です。災害弱者に配慮した避難所について質問をいたします。

今回の大震災において、高齢者や障がい者にとって、一般の避難所での生活は想像以上に過酷だったと聞いております。また、知的障がいや精神障がいの方々にとって、子どもたちも含めてでございますけれども、災害という非常事態の中で受ける精神的ストレスは大変大きく、団体生活に支障が出る場合が多々あります。今回の震災においても、避難所での生活ができず、車上で生活をされた家族もあったとの報道を目にしました。このようなことを教訓に、災害救助法で規定された避難場所である福祉避難所の充実が求められております。

そこで具体的に質問いたしますが、まず災害時に専門スタッフを配置した福祉避難所の充実についてですが、現在、我が市では、要援護者対応ということで、市サイクリングターミナル、市保健センター、市武道館、特別養護老人ホームのまめ舎、ヘスティア華城ケアハウスを指定しております。2事業所は専門スタッフがもちろんおられるわけですが、あとの3カ所がいざ避難所となった折に、どのような体制になっているのでしょうか。さらに、福祉避難所を増設する必要があるのではないかと考えていると思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

次に、避難所のバリアフリー化についてですが、市内の避難場所に指定されている場所の多くが公民館や小・中学校となっており、私も以前より洋式トイレやスロープ、手すりの設置を強く要望してまいりました。また、今回の災害報道から感じたのですが、高齢者や障がい者にとって、畳やじゅうたんのスペースも必要ではないかと感じました。いま一度、避難場所のバリアフリー化総点検をする必要があるのではないのでしょうか。

3点目の質問です。女性の視点を取り入れた防災対策の充実について質問をいたします。

公明党は、今回の大震災を教訓に、地域の防災対策に生活者の声を反映させるためにも、女性の目線は大変重要と考え、8月に女性防災会議を立ち上げ、全国の女性議員による女性の視点からの防災行政総点検を10月に実施いたしました。

県内においても、公明党女性議員がおります8市について調査をいたしました。今回の調査結果により、改めて地方自治体の現状や課題が浮き彫りとなり、11月24日、政府に対し、11項目にわたって第1次提言をさせていただいたところでございます。

そこで質問いたします。まず防府市防災会議に女性委員を登用し、地域防災計画に反映してはどうでしょうか。

現在、松浦市長が会長を務められ、中国電力、NTT、防府駅、日本通運、防長交通、山口合同ガス、西日本高速道路、防府医師会より、それぞれの長の方、また各種公共機関

の長及び市役所各部長が委員となっております。充て職ということで、25名全員が男性でございます。

防災計画には、交通、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧等のハード面の対策のほかに、避難生活における高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の介護や心身両面からの健康支援や生活支援対策、生活必需品の備蓄対策など、細やかな女性の視点を防災対策に生かすことが重要ではないかと思えます。

防府市防災会議条例は昭和38年に施行され、これまで改正なく年月を重ねてきているわけですが、この際、女性委員の登用を盛り込むことを考えられてはいかがでしょうか。

次に、女性の視点、意見を取り入れた避難所の開設及び運営、防災倉庫備蓄の充実についてお尋ねをいたします。

避難所での生活において、男性にはわかりにくい、もしくは女性にしかわからない困り事がございます。着がえや授乳、おむつがえなどの場所の確保や生理用品や福祉用具などの備蓄にも配慮が必要です。我が市では、その点について、どのようにしていらっしゃるかお聞かせください。

最後に、女性の防災意識の向上のための啓発についてお尋ねをいたします。

先日、広島で開催された危機管理教育研究所代表の国崎信江さんの防災・災害対策セミナーに参加してまいりました。冒頭、3.11を受け、あれは東北のこと、瀬戸内に住んでいてよかったなどと考えていませんかの言葉で始まりました。津波も地震もないと思っている地域は大変無防備である。災害は、どの地域にも起きる可能性があるし、我が子、我が孫が将来、どこに住むか、どこに出かけるかわからないではないかと主張され、災害時、家具などはもちろん、お皿1枚に至るまで、家にあるものはすべてが凶器になるので、家具の転倒防止対策や、とにかく物を少なくした生活を心がけること、非常持ち出し品の準備を家族ですることや、子どもたちへの防災教育の重要性などを訴えられました。

また、今回の大震災において、人道的な配慮から報道は控えられていたようですが、避難場所において、女性や子どもたちへの性的暴行、わいせつ行為等の事件も起きており、防犯への取り組みの重要性も訴えられました。家庭や地域の中で、女性の防災に対する意識の高低は、あらゆる場面において、命を守ることに對し、大きく影響することを学んできました。

女性の防災に対する意識は、男性に比べて低いのが現実かもしれません。しかしながら、家庭の中で女性の意識が変われば、家族全体の意識変革につながり、御近所への広がりも生まれるでしょう。社会全体から考えてみても、女性の目線で防災を考えていくことは大

変重要と考えます。今後、女性の防災意識の向上のための啓発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

1 項目めの質問をこれで終わります。

○議長（安藤 二郎君） 10 番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の自主防災組織の推進とともに、高齢者や障がい者などの災害弱者を把握し、個別の避難支援プラン作成をしていくことについてのお尋ねでございますが、議員もよく御承知のとおり、災害時には自分の命は自分で守るという自助が基本となりますが、しかし、災害時に援護を必要とする人には支援が必要でございます。近隣や地域の防災活動であります共助と連携を図ることが重要となっております。

このため、地域の防災力を高め、防災や減災につながるよう、住民の皆様への啓発活動や地域の防災活動をより機能的に実施できる自主防災組織の立ち上げを進めているところでございます。

今年度の防災出前講座の実施状況及び自主防災組織の立ち上げ状況につきましては、11月末現在で、防災出前講座は32回、自主防災組織の組織率は62%でございます。

次に、災害弱者の名簿作成、安否確認や移動支援などの個別避難支援プランの作成状況についてでございますが、本年3月11日の東日本大震災により亡くなられた方の6割以上は高齢者の方でございます。内閣府の担当者は、障がい者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されると指摘しております。

本市におきましても、このような災害時要援護者を災害の犠牲者にしない、あるいはできる限り少なくすることが重要な取り組みの一つと考えておりますので、「災害時要援護者支援マニュアル」を策定いたしております。

このマニュアルを基本といたしまして、災害時要援護者情報の収集と名簿の作成、安否確認や移動支援などの個別避難支援プランの作成に取り組んでおりますが、平成21年の9月議会におきまして、高砂議員から、まずはモデル地区をつくって推進してはとの御提案がございましたので、個別に協議をいたしまして、1地区ではございますが、名簿の作成や個別避難支援プランができたところでございます。

現在、民生委員児童委員や自主防災組織に名簿の作成や個別避難支援プラン作成につきまして、御協力をお願いしているところでございます。

また、市内には独自で要援護者対策を実施されている地区もございますので、できるだけ早期に名簿の作成や個別避難支援プランの作成を市内全域に広げていきたいと考えてお

ります。

2点目の災害弱者に配慮した避難所の充実についてのお尋ねでございますが、避難所では団体生活となりますので、制約も多く不便を強いることとなりますが、要援護者の方には、特に厳しい環境となりますことから、本市では要援護者用避難所を開設する場合は、必ず保健師を配置する体制といたしております。

なお、福祉避難所の増設につきましては、立地場所や障がい者等の対応ができる施設といった事柄を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

また、避難所のバリアフリー化につきましては、避難所入り口の7割にスロープが設置され、避難所の6割に洋式トイレが設置されておりますが、今後、未整備の施設につきましても、要援護者の方が安心して利用できるよう、施設の改修等にあわせてバリアフリー化をしてまいりたいと考えております。特に避難所になるところで、畳のないところには、関係機関と協議を急いでまいりたいと存じます。

次に、3点目の女性の視点を取り入れた防災対策の充実についてのお尋ねでございますが、防府市防災会議の委員は、災害対策基本法に基づき制定した防府市防災会議条例で定めておりますが、この条例では、指定した職にある者や防災に関係する各機関の職員から委員を任命することとしているため、その職にある者やその関係機関を代表する職員がすべて男性であれば、委員全員が男性となることとなります。

しかし、議員御案内のとおり、女性の視点を取り入れた防災活動や防災対策は大変重要と考えておりますので、どのような形で女性の御意見を反映できるか、検討してまいりたいと存じます。

次に、女性の視点、意見を取り入れた避難所の開設及び運営、防災倉庫備蓄の充実につきましては、避難所を開設する際に、必要となる物品等を備えておくため、本年6月、市内の小・中学校26カ所に防災倉庫を設置し、非常食や毛布、事務用品等を配備いたしました。そのほかにも女性に配慮いたしました下着セットや生理用品、紙おむつやおしりふき、また着がえや授乳等に利用が可能な一人用のテントも配備しているところでございます。

しかしながら、まだまだ不十分だと思いますので、お気づきの点等ございましたら、御意見をいただきまして、反映してまいりたいと考えております。

最後の女性の防災意識の向上のための啓発につきましては、防災活動や避難生活は、男性、女性ともに協力して助け合うことが大切だと考えております。そのためには、女性も男性と同じように、防災意識の向上が重要でございます。

今年度、右田小学校PTAの御協力により開催いたしました防災講演会では、保護者で

ある多くの女性に御参加いただきました。今後も、女性が参画される会議やイベント等において、積極的に啓発活動などに取り組んでまいりたいと存じますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 私も自助、共助、公助の必要性を改めて感じているところでございます。

再質問でございますけれども、自主防災組織については、現在62%ということでした。震災以降、各地域で自主防災組織の必要性を感じられておまして、立ち上げようという動きは、市内でも徐々に大きくなってきているような感じがいたします。また、その必要性をすごく感じておられながらも、どうしたらいいか、どのようにしていったらいいかということをお悩んでおられる、単位自治会の自治会長さんもいらっしゃるのではないかというふうに感じております。

そこでお聞きするわけですが、まだの地区で立ち上げようと思われたら、まずどうすればいいのか。市としては、どのような手順でサポートされるのか。その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 各地域で自主防災組織を立ち上げようとした場合には、防災危機管理課のほうに御相談がまずあるわけでございます。そのときに、その地域、地域の実情というものをまず把握することといたしております。そういった中には、地形とか、あるいはその年齢構成とか、そしてまた人口密度とか、そういったさまざまな形の地域特性と申しますか、そういった形の中で、まずは住民の皆様方、地域の皆様方が自主防災組織を立ち上げるに当たって、どのような形が求められてらっしゃるかということをお協議してまいります。

そうしたアドバイスと申しますか、形の中で、協議の中でいろいろ組織体制とか、あるいは今後の活動の仕組みと申しますか、活動体制とか、そういったことをアドバイスしていくことから、まず始めております。

それから、この自主防災組織を立ち上げていただくに当たっては、資機材の補助、助成とか、あるいは活動助成といったものも持っておりますので、そういったところについての御説明もしていくこととしておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 地域の実情を知るところからという御説明でございました。

やはり迷ってらっしゃる自治会長さんたちが、何としても立ち上げたいという思いをサポートしていただけるように、細やかな配慮をよろしく願いをいたします。

これ昨年の記事でございますけれども、2002年に消防庁防災まちづくり大賞に選ばれた広島市のある自治会では、阪神・淡路大震災後に、災害時は3日間、だれも助けられないと決め、自分たちの町は自分たちで守ろうと、自主防災組織を結成し、危険箇所や避難経路、要援護者宅、発電機や井戸のあるおうちまで地図に反映をされまして、その後、年1回、防災訓練を実施されているということでございます。

また、2008年には区自主防災会の連合会として、JAや生協、タクシー会社と災害時の連携支援協定を結ばれて、現在もなお取り組んでいらっしゃるということでございます。

防府市においても、モデル地区になられたのは、牟礼の浮野地区とお聞きしておりますけれども、大変すばらしい取り組みが始まっていることは、ことしの市民防災の日に開催された特別講演会で詳細をお聞きしました。その御苦勞に大変感動もいたしましたし、敬意を表したいと思ったわけでございます。

一昨年の土砂災害、今回の大震災後、多くの市民の皆様が防災の意識を高めてくださっております。このときを逃さず、一地区、一地区、時間はかかるかと思いますが、今後も自主防災組織の設置と同時に、民生委員さんほか、地域の方々の協力のもと、要援護者の個別避難支援プランが作成されるよう、取り組みをよろしく願いをいたします。

市内に二百五十数地区あるかと思っておりますけれども、これからも本当、大変地道な御努力が必要かと思っておりますが、どうかよろしく願いをいたします。この積み重ねが、必ず、地域のきずなづくりができることにつながるのではないかと感じております。

それから、次の再質問ですが、本年6月議会において、山根議員が被災者支援システムの導入について質問をしております。災害時の迅速な行政サービスの提供に威力を発揮するこのシステムは、大震災後、被災地をはじめ、多くの自治体で急速に導入が進んでいます。平素からの導入準備が必要と考えております。

改めてお伺いをいたしますけれども、防府市においても、このシステムは必要なシステムと思っておりますが、その後、検討は進んでいるでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 西宮市さんが開発された被災者支援システムでございますが、これにつきましては今現在、検討中でございます。被災者情報を一元的に管理できるということで、大変すぐれたシステムだろうかと考えております。

そうした中で、防府市では21年ごろから、実は地理空間情報システム、いわゆるG I

Sと申しますか、こういったシステムの導入も検討しているところでございまして、より多角的にと申しますか、例えば建物の被害状況等も、そういった形で加えていくことも可能ではないか。住基関係、あるいは固定関係、いろんなデータを蓄積しております。そういったところの併合的などいいますか、統一的なシステムとしていくことも可能ではないかということで、今現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 被災者支援システムの必要性は感じていただいているようでございます。防府市にとって、どのようなシステムが有効か、専門家の御意見を交えながら研究されてるということでございますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

GIS、位置情報、それとあわせてデータを管理するほうがいいのかなというようにことも考えてらっしゃるような御答弁でございましたけれども、ぜひとも有効なシステムの導入をよろしく願いをいたします。

それから3点目、再質問いたしますが、福祉避難所についてでございますけれども、先ほど市長の御答弁の中にも、立地条件等を考慮して、充実に向けて検討してまいりたいということでございました。また、畳のことも考慮していただく御答弁をいただきました。ありがとうございます。

新たに福祉避難所を指定するという方法に加えて、すぐすぐにたくさんのことは進まないわけでございますので、今、開設される一般の避難所に個別の部屋を用意できるのであれば、必要とされる福祉用具などを準備して対応するという方法もあるのではないかと考えております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 福祉施設の要援護者等々の避難につきまして、より利便性を高めるということでございますが、最近建てられました体育館の中には、地域・学校連携施設といった、一つの地域で活用できる部屋がございます。そうした部屋を、先ほど市長も申しましたように、実は畳等々も敷くことができないか。そういったことで、また、その部屋は空調もきいておりますので、そういったことで、より利便性を高めることはできないかということで、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

また、現在、お願いしております、民間も含めました、2施設を含めました要援護者を専門的に避難していただく避難所につきましても、あわせて保健師対応とか、いろいろな、今度、対応体制といいますか、そういったこともございますので、こういった総合的な観点から研究してみたい、対応してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 福祉避難所、まめ舎とヘスティア華城ケアハウス、2事業所でございますけれども、やはりプロのスタッフがいらっしゃいます、そういった施設等への協議というのも進めていただきたいと思いますし、一般の避難所になっている小・中学校の体育館ですね、そういったことも、いろいろな工夫をしていただいで、対応できるようにしていただきたい、そのように考えております。

また、バリアフリー化も含めた総点検をしていただいで、いざというときに対応できる避難所づくりに努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。人の手をかりなくては避難生活ができない高齢者や障がい者の方々が、安心して避難できる体制づくりを、今後ともよろしくお願いをいたします。

それから次でございますけれども、防災会議への女性委員の登用に関してでございますが、県内では宇部市、山口市などは女性の登用がございます。私が思いますに、とにかく発言権があり、その発言内容が今後の防災計画などに生かされていくことが重要と考えております。ぜひとも前向きに御検討していただきたいと思っております。

我が市において、地域防災計画を修正する際は、各担当課で業務内容を精査されているわけでございますけれども、女性の意見が反映されているでしょうかというふうな問いをさせていただいたわけですが、女性からの意見はなかったということでございました。下関市や宇部市、山口市では、防災担当部局と男女共同参画部局の連携を常にとっているということで、女性の声が反映しやすくなっているようでもございました。

そこで提案なんですけれども、女性の声を反映しやすくする、出しやすくするということで、庁内の女性防災会議を開催されてみてはいかがでしょうか。土砂災害の対応を経験された職員の方がいらっしゃるわけでございますので、その記憶が新しいうちに、今後にかける女性の視点の防災対策を一考することは、大変意義があることだと考えております。この点についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 地域防災計画の中に女性の声をということでございまして、先ほど議員御指摘のありましたように、今、本市の災害対策本部関係の各部会があるわけでございますが、その中に一時的に詰める職員、約180名ぐらいます。その中で36名、約2割ぐらいが女性職員がおりますので、先ほど申されましたように、地域防災計画を見直しする際には、各部のヒアリングをしております。そうした中で、残念ながら、御報告にもありましたように、今のところ意見を直接――女性の意見として出てきたこと

はないですけれども、今後、積極的に女性の方の意見も求めていくことを、まずはしてみたいと思います。

それと防災女性会議につきましても、男女共同参画の観点からは、当然今から進めていくべきことですので、何らかの形でそういった、男性だけでなく、女性の意見も広く聞き取れるといいですか、意見が出しやすいような会議体制と申しますか、そういったことも検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） この8月に公明党の県内の女性議員で集まりまして、女性防災開議を開いたわけでございますけれども、女性は大変おしゃべりが好きでございます。形式ばったことをするのではなく、日ごろから感じていること、各市においていろいろな御意見をいただいているわけですが、その御意見をありのままに出していこうということで、ざっくばらんに防災会議をいたしました。

そうすると、次から次へと、あれもあつたねとか、これもそうだねということで、次から次へいろいろな意見が出てまいりました。また、これはちょっとどうにかならなかったかしらねということも、出てくるわけでございます。

形式ばった庁内の女性防災会議を私は望んでいるのではなくて、本当にざっくばらんな形で、女性の意見が出しやすい雰囲気の中で、たくさんの意見が出るのが大事ではないか、そのように感じておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

今申し上げました公明党の女性防災会議で、一番話題になり、感嘆の声が上がりましたのが、防府市の26カ所の小・中学校の避難所に設置された防災倉庫と、女性や乳幼児、高齢者に配慮された保管物資の状況でございました。県内でこのような体制がとられているのは防府市だけでございました。全国的にも防災倉庫の充実は、各自治体で、今始まっております。

先日、山根議員とともに、右田中学校の防災倉庫を見学してまいりました。基礎工事もきちんとされた、大変立派な倉庫だったわけでございますけれども、湿気対策も考慮され、丈夫な倉庫を選んでおられると感じました。約50品目の物がそろえられております。

先日、テレビ報道番組でも紹介された話題の箱型のリヤカーがありましたので、感激いたしました。今回の大震災でこのリヤカーは食料品や水、支援物資を運ぶのに大変便利だったということで、全国的に今注目をされているリヤカーでございます。折り畳み式のステンレス製で、大変軽くて丈夫、私も持ってみましたけれども、本当に女性でも持ちやすいリヤカーだなと感じました。タイヤもパンクしにくいものを取りつけてある、なかなかのすぐれものでございます。

また、先ほど市長も紹介をしてくださいましたけれども、1人用のテントもあったわけですが、これも細やかな配慮だなと感じました。女性の着がえや母乳を与えるときに必要だからでございます。福祉避難所と併設ともなれば、ポータブルのトイレや掲示や筆談をするためのホワイトボード、またおむつがえに使える防水シートなどがあるといいのではないかと感じました。

また、報道番組でリヤカーと一緒に紹介されていたのが、ヘルメットの重要性でございます。折り畳み式のヘルメットが開発されているということで、それも常備されている地域もあるようでございます。これも必要なというふうに思った次第でございます。

今後、介護や子育ての経験豊富な女性の視点からの意見も取り入れていただき、防災倉庫の備蓄の充実を今後もよろしく願いをいたします。

微々細々にわたって要望や質問をさせていただきました。私どもの市にとって7.21は本当に忘れてはならない大事な日でございます。防府だからこそ取り組める福祉の目線、女性からの目線の防災対策の充実をどうかよろしく願いをしたいと思います。この項については、以上で終わります。

2項目めでございます。生活交通の活性化についてお伺いをいたします。

第四次防府市総合計画「防府まちづくり2020」において、路線バスなどの公共交通機関については、自家用車の普及などにより、長期にわたる利用者の減少で、取り巻く環境は厳しい状況にあるとしながらも、急速な高齢化の進行により、その必要性は大変高まっており、事業者や関係機関との連携を一層深め、持続可能な生活交通の構築が必要であることをうたっております。

今後の取り組みとして、既存の路線バスを補完するコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの新たな交通サービス導入を明記されております。具体的には、現在、防府市生活交通活性化計画の中で、生活交通の活性化につなげていくことを目標に、高齢化や人口減少を考慮したバス路線研究を徳山工業高等専門学校に依頼しておられます。私どもも、この研究成果とその具現化に大変大きな期待を寄せるわけですが、高齢化の進行は待ったなしですし、生活交通の不便さの中で、今後の不安を抱えながら、日々生活をしておられる方々のことを思うと、スピード感を持って進めていただきたい事業であると思います。

そこで質問をいたします。市内には佐波の古祖原や泉町方面、牟礼の浮野、下木部の方面など、バス路線空白地域があります。また、バス路線があったとしても、大道切畑線のように、高齢化も進み、山間地域に集落が点在していることから、停留所までの移動が大変困難である地域もあります。この大道切畑線は朝7時、夕方17時の2便なんですけれ

ども、大変利用しにくいという面もあります。こういったバス路線空白地域や、特に高齢化の進む周辺地域に対し、曜日別運行のコミュニティバスを導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

例えばでございますけれども、月曜日と木曜日は古祖原・大道方面、火曜日、金曜日は牟礼・富海方面、水曜日、土曜日は例えば小野方面というふうな設定の仕方を考えたわけでございます。

病院通いや買い物に足がないために、無理をして車やバイクに乗って出かけておられる高齢者がたくさんおられます。このことは最近、高齢者ドライバーが引き起こされる交通事故が多発していることにもつながっているのではないのでしょうか。交通手段を持たない、また送迎者がいらっしゃらない高齢者は、少ない年金の中からタクシー代を工面され、通院回数を減らしながら出かけておられるのが現状でございます。

多額の経費をかけて、大きなバスで空気を運んでいるという御批判をよく耳にするわけですが、同じ経費をかけるのであれば、効率よく、その地域に合った運行方法を探り、喜んでいただけるほうがよいのではないかと考えます。市当局のお考えをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

生活交通の中でも、とりわけ路線バスは、買い物、通勤、通学など、高齢者や学生など、車を運転しない人にとっては、欠くことのできない大切な移動手段ではないかと思えます。また、路線バスは車に比べて環境に優しく、だれでも利用できますことから、今日の急速な高齢化の進展や地球温暖化をはじめとする環境問題を背景に、その重要性が高まっております。

一方、モータリゼーションの進展等によりまして、利用者は長期にわたり減少傾向にもございまして、路線バスを取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

このような中で、路線バスを維持し、その活性化を図っていくことは大変重要な課題でございまして、平成21年3月に、市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及び活性化策として、防府市生活交通活性化計画を策定しまして、「みんなで守り、育てる地域の財産 生活交通」を目標にした、この計画をもとに、まずは生活バス路線の確保を図ることを重点といたしまして、利便性の向上に向けた取り組み、利用促進に向けた取り組み、守り育てる体制づくりに向けた取り組みを進めているところでございます。

御質問にございましたコミュニティバスの導入や、その手法に関しましては、現在、徳山工業高等専門学校に対しまして、防府市におけるバス路線のあり方について研究を依頼

してありまして、その中で防府市全域のバス路線網の再検証に加えまして、バス路線の空白地域の研究にも取り組んでいただいております。今年度末には、防府市のバス路線に対する客観的なデータに基づいた研究結果をいただけることとなっております。

来年度は、この研究結果に基づいたアンケート調査を実施し、地域に適した路線や交通体系などを検討していただく予定としてありまして、アンケートの対象といたしましては、路線バスの利用者だけでなく、現在路線バスを利用していない人の意見も取り入れることとして、アンケート項目には、高齢者が病院や市街地へ行くための交通手段や交通費等に関する質問も取り入れまして、より広い市民の御意見を研究に反映していただくことといたしております。

議員御提案の曜日別運行のコミュニティバス、大変ユニークな御提案だと思うわけですが、これもこの研究の中で検討していただくことも可能ではないかと考えております。市といたしましては、その研究成果に基づき、本市にふさわしいバスの運行形態等を検討し、構築してまいりたいと存じます。

私といたしましても、高齢化が進む周辺地域などにコミュニティバスなどが必要な時期に来ているのではないかと考えております。どのような形がよいのか、より実現可能な道を検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 生活交通の充実も待たなしの事業であるということ強く感じているところでございます。市長の御答弁にもありましたように、必要な時期と考えているということでございました。ぜひともよろしくお願いをしたいと考えております。

それでは再質問ですけれども、今年度、徳山高専へバス路線研究ということで依頼をされているということでございました。さまざまな声を吸い上げていくということが大事だろうと思います。防府市に合ったバス路線のあり方、生活交通のあり方を探っていくということで、24年度に予定されているアンケートの実施は大変重要な項目になってくるのではないかと感じております。どうかよろしくお願いたします。

それから、ことし、出前講座を牟礼のほうでされているように、資料で見させていただきました。牟礼は、先ほど御紹介をいたしましたとおり、バス路線の空白地域がございます。そういった御意見も出たのではないかと推測するわけですけれども、出前講座での反響、またいろいろな御要望等が出ておりましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 出前講座でのいろんな地域の声ということでございますけ

れども、やはり便数のお話、あるいはバス停の距離が遠いといったようなお話が多く聞かれているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） いずこも生活交通で御苦労されているところの御意見というのは、なかなか大変な御意見が出るのではないかと感じておるわけでございます。基幹となる交通は事業者が主体となってい、それを補完するのが行政主導の、例えばコミュニティバス、そういった生活バスの役目になろうかと思うんですけれども、その線引きというか、バランスが大変難しいのではないかというふうに、いろんな資料を見ましても、また声を聞きましても感じるわけでございます。

市民の皆さんからすれば、運行サービスがある地域とない地域の不公平感が起きるわけですね。この点について、行政の側としては、基本的な考え方をどこに置かれていくのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 基本的な考え方につきましては、地域の皆様方が生活交通としての地域の足となる地域公共交通を、自分たちがまずは守るといような観点からのいろんな、さまざまな要望をお聞きしていくことが、大変重要なことと思っております。

そういった中で、議員が御提案の切畑地区につきましても、高齢化率は、たしか38%ぐらいあるわけございまして、大変、今、朝と夕方の便しかないということで、困っていらっしゃる面もあろうかと思っております。そうした中で、私どもといたしましても、地域に入って行って、しっかり御意見を聞くことから始めていかななくてはならない。

そして、その過程においては、地域の御要望とあわせ、地域の方でも、そのバスを積極的に利用していただくような意識を持っていただくところから始めていくことが必要かなと。先ほど市長が申しましたように、いろいろ周辺地域については高齢化が今から進んでまいりますので、まずは地域の声を聞いてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 恐らく生活交通を使って出かけていこうという意識を持たれている方の生き方というのはすばらしいと思うんですね。そういった意味で、前向きな生き方をサポートしていくというのは、大事なことではないかと思っております。

そういった意味では、高齢者の方々だけには限りませんが、生きがいつくり、また自分の健康を支えていく、自主性を守っていく、そういった面からも、大事な生活交通の充実ではないか、そのように考えております。不公平感が起きるのは仕方がないことで

はありますけれども、市民の皆さんにとって充実した生活交通になるように、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

曜日別運行のアイデアをくださったのは、実は私ではございませんで、大道切畑に住んでおられる高齢者の数人の方々の御意見でございます。御近所同士でいつも出る話題の一つが、足がないねえということだそうでございます。私に直接お話をしてくださった方は83歳の女性でございます。お医者さんやお買い物に出かけるために、50ccのバイクを今も利用しておられるということでございます。御存じのとおり、山口に向かう県道は大変交通量の多い県道でございますが、その県道を走るのは大変怖いけれども、これも仕方ありませんとおっしゃっておりました。

また、大道は駅がありまして、大変便利に使っておられる方も多いわけでございますけれども、足が悪い高齢者の方には、大変利用がしづらく、市内の中心部の病院などに通うためには、往復料金、6,000円かかるとおっしゃっておりましたけれども、6,000円かかるタクシーを利用するしかないとおっしゃっているわけでございます。少ない年金の中から、この金額は大変大きいと思います。

きのうも、あした御紹介させていただきますからということでお電話を差し上げましたら、本当にこの気持ちを伝えてほしいと、泣きたい気持ちですというふうに最後、言っておられました。本当に心が痛んだわけでございます。

皆さんの、その高齢者の方々の結論として、週1回でもいいので、利用しやすいバスが来てくれれば、その1回に通院や買い物などの用事を全部集中させて利用したいんだと、そういう結果になったということでございました。

大変ユニークというふうな御説明をいただきましたけれども、私はユニークという言葉で片づけては失礼ではないかというふうに思いました。絞りに絞った知恵なわけですね。本当にこのバスが欲しいんだと。そういうふうにして自分たちの生活を守っていきたいんだという発想だと思います。

少し山口市のことを御紹介をいたしますが、広大な面積の山口市は、生活交通も、地域ごとにあらゆる形態をとっておられます。これは皆さんも御存じだと思いますが、交通不便地域はコミュニティバス、阿東や徳地の方面は生活バス、またバス停まで1キロ以上離れている高齢者の方に、グループ申請によるタクシー券の交付事業の準備も、現在進めておられるようでございます。各地域との説明会や勉強会を何十回と重ねられ、その地域に合った生活交通のあり方を探っておられます。

維持費を調べていただきましたけれども、バス路線への補助、またコミュニティバスや生活バスの運行経費を合わせると、年間2億2,000万円ぐらいだったでしょうか。大

変大きな金額でございます。もちろん広さが違いますので、比較をすることはできませんけれども、広域であっても生活交通を守り抜くという、市民サービスは絶対行っていくということだと思えます。

現在進めておられる、防府市におけるバス路線研究の成果に基づいて、我が防府市に合った生活交通のあり方の答えを市民の皆様にご示していただきたい、そのように感じております。

私は、かねがね一番利用されている公共施設は、市道であったり、県道であったり、そういった公共の道路だという信念のもとから、道路のさまざまな安全対策をずっと訴えてまいりました。きょうも来るとき、15分間、思ったわけですがけれども、この一番使われている公共の道路を、交通弱者の方々にも利用していただきたいなということを思いながら議会棟に来たわけでございます。

そういった意味からも、市民の皆様喜んでいただける生活交通の活性化の取り組みを、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。最後に、市長さんにも御所見を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 切実な地域の声として拝聴いたしておりました。まこと病院には毎日行かなくてもいいわけです。1週間に1回、確実に行ける便が安価な方法であるのであれば、それはすばらしいことでございます。自分の地域だけではなくて、それをまた違う曜日には違う地域の方々にお分けをしていくという、そういうような意味で、私はユニークだと申し上げたわけでございますけれども、ぜひ何らかの形で、最後のくだりでも申し上げておりますが、コミュニティバスというものの導入に向けた、前向きに考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） ありがとうございます。1項目めの質問も、女性の目線ということをお願いしたいということを訴えました。また、この生活路線バスも一高齢者の方の声でございます。女性でございます。そういった女性の目線、女性の視点からの行政の充実というものを、しっかりと私どもも提案をしながら、執行部におかれましても、そういった視点からの政策の充実をお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、10番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、8番、木村議員。

〔8番 木村 一彦君 登壇〕

○8番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

今回は国民健康保険問題、それから市の花木センターについて、それから測量・設計業務委託の低価格入札について、以上3つのテーマで質問いたします。

最初に、国民健康保険について質問をいたします。

これにつきましては、これまでもたびたび取り上げてまいりました。しかし、事態は一向に改善されないばかりか、一層深刻になるばかりであります。国保財政は年々悪化しており、高過ぎる国保料、保険証の取り上げと無保険者の急増、取り立ての強化と差し押さえなど、国民健康保険は、まさに制度そのものの危機に直面していると言えるのではないのでしょうか。

そこで、まず以下の点についてお尋ねをいたします。質問が多岐にわたりますが、事前に通告をしておきましたので、正確にお答え願いたいと思います。

1、保険料の滞納状況と制裁措置について。過去3年間の滞納状況の推移、それから短期保険証、資格証明書の発行とその滞納に対する比率の推移、それから保険証の窓口留め置きの実態、さらに差し押さえ件数の推移とそのうちのタイヤロックの件数はどうなっておりますでしょうか。また、それぞれを実施するに当たってのルール、要綱とか内規等はどうなっておりますでしょうか。その大枠について御説明をいただきたいと思います。

2、国保会計の状況について。平成23年度国保会計の見通しはどうなっておりますでしょうか。防府市の1人当たりの国保料は、県内13市の中でどのような水準にあるでしょうか。また、法定減免以外の生活困窮などによる保険料の減免、いわゆる条例減免、これは過去3年間、どのように行われておりますでしょうか。保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れ、いわゆるルール外の繰り入れではありますが、これは行われているのでしょうか。

3、医療機関の窓口での3割負担、いわゆる自己負担の減免は、過去3年間、どのように行われておりますでしょうか。

以上、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 8番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の保険料の滞納と資格証明書、短期被保険者証、差し押さえ等の状況についてのお尋ねでございますが、まず滞納率につきましては、現年度の保険料で滞納繰越額があつ

た世帯数を国保加入世帯数で除した率でございますが、平成20年度16.9%、平成21年度16.8%、平成22年度13.7%でございます。

これらの滞納世帯のうち保険料の納期限から一定期間が経過するまでの間に納付のない場合で、納期を6カ月以上経過し、滞納となっている保険料が5期分以上あり、なおかつ納付指導などに応じない世帯主に対しましては、有効期限が6カ月となる短期被保険者証を交付し、さらに納付期限から12カ月経過する滞納保険料がある世帯主の場合は、窓口負担が10割となる資格証明書をそれぞれ交付することとなります。

この交付対象件数は、各年6月1日時点でございますが、短期被保険者証が平成21年度630件、22年度561件、23年度650件でございます。また、資格証明書は平成21年度452件、22年度530件、23年度545件でございます。

そして、滞納世帯に対する比率は、短期被保険者証が平成21年度20.8%、22年度18.6%、23年度26.5%でございます。資格証明書につきましては、21年度14.9%、22年度17.6%、23年度22.2%となっております。

次に、保険証の留め置き実態でございますが、短期被保険者証と資格証明書の交付につきまして、滞納保険料の納付相談を促す趣旨から、窓口で行っておりますが、対象世帯から連絡や来庁がない場合には、有効期限経過後に簡易書留郵便により送付いたしております。

なお、送付件数につきましては、短期被保険者証が平成21年度48件、22年度56件、23年度41件で、資格証明書は21年度427件、22年度478件、23年度483件となっております。

次に、差し押さえ件数の推移についての御質問でございましたが、差し押さえの件数につきましては、平成20年度238件、平成21年度394件、平成22年度555件の預貯金などの差し押さえを行っております。そのうち自動車のタイヤロックは、平成20年度2件行っておりますが、21年度、22年度には行っておりません。

差し押さえ等の内規または市の取り決めがあるかとの御質問でございましたが、国民健康保険料の徴収につきましては、地方税法並びに国税徴収法を準用することとなっております。差し押さえにつきましても、要件など、細かく法令に規定してございます。

このため、本市では特に内規等は定めておりませんが、督促状の発送後、納付のない方には、来庁要請、文書催告、滞納処分実施通知書等の催告を重ねて行い、それでもなお連絡や相談のない方に対しましては、財産調査をし、担税力があると判断した場合には、負担の公平性の観点から、差し押さえ処分を執行いたしております。

2点目の国民健康保険特別会計の状況についてのお尋ねでございますが、まず平成

23年度の国保財政の決算見通しにつきましては、当初予算編成段階では、大変厳しい状況を想定しておりましたが、平成22年度、決算状況が良好となり、一定の繰越金が確保できましたことから、平成23年度はやりくりできる見通しでございます。

しかしながら、景気低迷による被保険者の低所得化に伴い、保険料収入が落ち込む一方で、高齢化や医療の高度化により、保険給付費の支出が増大いたしまして、特に療養給付費におきましては、11月時点で前年度と比較した伸び率が、平成22年度は約3%であったものが、23年度は約7%となっております。

加えて、後期高齢者支援金につきましても、被保険者の医療費の伸びに歯どめがかからないことから、国保財政にかかる負担は重く、今後の見通しは大変厳しい状況でございます。

次に、本市の1人当たりの保険料につきましては、当初賦課時の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた保険料が10万9,453円で、県下13市中7番目であり、中位に位置しております。

次に、保険料減免の実績でございますが、平成20年度は災害減免が1件、社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療に移行したことにより、国保に加入した旧被扶養者に対する減免が64件、勾留減免が34件、平成21年度は災害減免が3件、生活困窮減免が1件、国保に加入した旧被扶養者に対する減免が74件、勾留減免が24件、平成22年度は災害減免が3件、生活困窮減免が1件、国保に加入した旧被扶養者に対する減免が81件、勾留減免が23件、平成21年度7月21日災害で特に必要と判断した減免が1件となっております。

なお、保険料を引き下げるための法定外繰入を実施しているかどうかでございますが、法定外繰入につきましては、緊急やむを得ない場合を除き、保険料の抑制のための繰入を行うことは好ましくないとの厚生労働省からの指導もあり、行っておりません。

3番目に、窓口負担の減免についてお答えいたします。一部負担金の減免実績につきましては、過去3カ年において2件の申請がございましたが、要件に該当いたしませんでしたので、承認件数はございません。

なお、本年3月議会におきまして一般質問もございましたが、平成22年9月に国が収入減少の認定基準を明確化したことを受けまして、本年10月1日付で国の取り扱い基準に準じて、防府市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部改正をしたところでございます。

本市といたしましては、国保会計のさらなる健全化のため、国庫負担金の引き上げなど、全国市長会を通じて、機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） それでは、何点かについて再質問をさせていただきます。

まず、保険料の滞納状況について再質問をいたします。

この問題については、何といたっても保険料が高過ぎる、これが最大の問題であります。平成23年度の防府市の国保料の内容見ますと、比較的所得の低い階層と言える所得200万円、この2人世帯、この保険料が基礎賦課額、それから後期高齢者支援賦課額、それから介護納付金賦課額、3つ合わせまして、実に33万3,340円です。所得200万円の2人家庭は33万円です。

それから、大体、市の平均的な所得階層ではないかと思われる所得300万円、この3人世帯、夫婦2人に子ども1人というような、こういう御家庭の保険料が実に50万1,240円です。驚くべき高額の保険料ですね。これを皆、例えば所得200万円の人の所得に占める保険料の割合は16.6%、それから所得300万円の人の所得に占める保険料の割合が16.7%、これでは、払えないという御家庭が続出するのも当たり前じゃないでしょうか。

私自身も、本当に国保料を払うのに毎月四苦八苦してる。議員の皆さんも聞きますと、みんな大変な状況で払っておられるというふうに聞いております。こういう高い保険料を何とかできないかということが最大の問題ですね。

それから一方、保険料の滞納と制裁の関係を見てみますと、今から5年前の2006年6月時点、このときの市の滞納率、すなわち先ほど御説明ありました、国保に加入しておられる世帯に対する、滞納している世帯の割合、この滞納率は13.3%、そのときの資格証明書の発行が350件、ですから滞納世帯に対する資格証明書の発行された世帯の比率は10.7%、滞納している世帯の1割強に対して資格証明書を発行している。

それから、ことし6月時点での滞納率はどうなっているかというところ13.7%、少し滞納率、上がっております、5年前とですね。それから、資格証明書の発行は545件、これは約200件ぐらい増えておりますね。そして、この資格証明書の滞納世帯に対する発行された比率は実に22.2%、滞納世帯の2割強に対して資格証明書を発行している。つまり保険証がない状態、保険がきかない状態ですね、保険証がないという状態、これが2割、滞納世帯の2割にまでなっていると。

この525件という資格証明書の発行件数は、県内で見ますと、周南市、山口市に次いで県内3番目に多い。さらに、滞納世帯に対して資格証明書を発行した比率、先ほど22.2%と言いましたけど、これは県内トップであります。つまり滞納世帯に対して非常にた

くさん資格証明書を発行してる。資格証明書というか、保険証の取り上げが行われているということでもあります。

これほど、言葉を変えて言えば、防府市は精力的に滞納者に対して資格証明書を発行しているという、保険証の取り上げを行ってるというわけではありますが、このような制裁を強化しているにもかかわらず、滞納率は先ほども言いましたが、5年前より増えてるんです。減ってるんじゃないかって増えてるんです、滞納する世帯の比率はですね、増えてるんですよ。これだけ制裁を強化しても。ですから、このことは制裁を強化すれば、国保会計の改善が図れるか。決してそうじゃないということを如実に示してるんじゃないかと思うんです。この点について、どういうふうにお考えでしょうか。

それから、差し押さえについて、もう一つ御質問したいと思います。これは厚生労働省の国保課長補佐という人が2007年、3年前の11月に鹿児島県内で講演をやってるんですね。国保新聞に載っております。驚くべきことを言っております。国保課長、次のように言ってます。

一番大事なことは、できるだけ自主納付を減らしていくことだ。自主納付者ははっきり言ってしまえば、滞納予備軍になる可能性がある。そうならないように、真っ先にやってもらわないといけないことは、年金天引きを実施することである。

それから、差し押さえ物件のインターネット公売もその一つ、いろんな手段があるその一つ。何がよいかというと、一般の人たちが参加して争って値段をつけてくれるということだ。それに今まで売れなかったようなものも売れる。いろんなものが売れるということで大事になってくるのが、売るための物集めである。そこで搜索という形で、個人宅に行って差し押さえをすることになる。つまりインターネット公売をやるということは、搜索をすることになる。

滞納者が車を持っていれば、公売にかけなくても済む方法がある。車を使えないようにタイヤロックをつけてしまうという手法だ。滞納分を払わなければタイヤロックを解除しない。普通、車を差し押さえた場合は倉庫に保管して、さらに売るために車をきちんと整備しなければいけない。それをしなくても済むのがタイヤロックの利点である。これからは特に地方における大きな収納ツールになってくるだろう。

これ、税務署が言ってるんじゃないですよ。厚労省の国保課長補佐が言ってるんです。まさにこれは国保を担当する役人が、滞納者をあたかも罪人扱いにしている。無慈悲で強権的な取り立てを奨励してる。この、国のやり方、こういう国のやり方に、市としても、無批判に追随していったいいのかどうか。この点についてのお考えもあわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 私からは、前段の、制裁を強化することでは改善が図れないのではないかとこの御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成20年度から保険料率を据え置きまして、平成23年度1人当たりの保険料は、先ほど市長が壇上で申し上げましたように、13市中7位となっております。

また、滞納率につきましては、議員御指摘のとおり、平成17年度の滞納率が13.3%、平成22年度の滞納率は13.7%と、0.4%の増というふうになっておりますが、後期高齢者医療制度が発足した平成20年度の滞納率は16.9%、翌年21年度は16.8%、さらに22年度の滞納率は13.7%と、下がっております。20年度と22年度を比較しますと3.2%の減となっております。

平成20年度の滞納率増加の要因につきましては、これまで納付率の高かった75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行されたということが考えられます。

また、滞納率が県下でトップだということで、2.2%というふうな御意見、ございましたが、これにつきましては、いろいろ今調査しておりますが、県の集計する際の基準が異なっているということに起因しているように思われます。

平成22年度の滞納率の減少につきましては、資格証明書が納付意識の向上につながったことや、平成22年1月からコールセンターを設置いたしまして、現年度分の初期滞納者を対象に、電話による自主納付を呼びかけておりまして、新たな滞納者を出さないことに努めた結果と考えております。

今後も滞納率の減少に努めてまいりたいと存じますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員の御質問の後段の部分について、私から見解を述べさせていただきます。

議員御発言のとおり、国保会計、国民健康保険はまさに私も危機に瀕していると思っております。その任に当たられる課長補佐が御発言があったという御披露があったわけですが、そのことをそのままらまえますと、随分乱暴な発言であると、そのように思っておりますが、現場を預かる者としたしましては、少しでもきちんと納めてくださっている方々のためにもということで、徴収率のアップのために懸命な努力をいたしているところでございますので、何とぞ御理解をいただければと、そのよう

に思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） いろいろ数字を言われましたが、いわゆる制裁を強めても、資格証明書をどんどん、一生懸命発行して、たくさん発行しても、大きな流れとしては、国保会計の悪化を食いとめられない。保険料を納める人が少なくなるという傾向は食いとめられていないんですよ、現実には。そういうことについて、どう考えるかということについて、後でもう一回質問いたします。

次に、再質問の2番目として、一つは今のことも関連しますが、要は少しでも加入者の負担を減らして、払いやすい保険料にしていくということが大事だと思うんです。今、少なくない自治体で、一般会計からの繰入などして、住民の立場で国保料の値下げ抑制の努力をしております。最近でも福岡市、所沢市、新座市、北名古屋市等々が大幅な国保料の引き下げをっております。この困難な中でもっております。

また、低所得者や失業者に対する国保料の減免を大胆に行っていく、改善、拡充する、このことは逆に収納率のアップにもつながるわけですね。払えない人にどんどん資格証明、幾ら出しても払えないんですから、減免を事情に応じてやっていくことが収納率のアップにも逆につながるわけです。

それから、窓口負担の減免制度を活用して、お金がなくて医療が受けられない人、こういう人を出さない努力も必要だと思うんです。先ほどの御答弁にもありましたが、国保料の減免について、本市では生活困窮を理由に減免をした事例というのは、わずかに、この3年間に2件にしかすぎません。

ところが、国の、国会での答弁によりまして、生活困窮している人で、医療を必要としている、つまり病気になってる、病院にかからなきゃいけない、こういう人に対しては、1年以上滞納していても短期保険証を発行するようにと、こういう答弁を、これは09年、一昨年ですか、1月20日に政府答弁がされております。

そういう点から見ても、減免を改善し拡充する。それから窓口負担も減免していくと、こういうことが必要になっているんじゃないかというふうに思いますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 少しでも被保険者の負担を減らして、払いやすい保険料にしていくことにしてはどうかということについてお答えいたします。

高齢化と医療の高度化によりまして、医療費は増大しておりますが、国民健康保険料に

対する法定外繰入につきましては、先ほど壇上でも申し上げましたように実施いたしておりません。

保険料の引き上げにつきましては、厳しいとは存じますが、低所得者の方に対しましては7割減免、5割減免、2割減免の軽減制度がございまして、さらに平成22年度からは会社の都合により失業された非自発的失業者の方に対しまして、前年度給与所得の30%を所得として算定して、保険料の賦課を行っております。

また、医療機関の窓口の一部負担金の減免につきましても、先ほど壇上で申し上げましたとおり、国の基準に準拠しまして一部改正を行い、医療を受けやすい環境をつくっております。保険料の安定性、これにつきましては健全な財政運営が前提となるわけですが、このため増大します医療費の抑制のために、人間ドックや特定健診等保健事業を充実させまして、被保険者の病気の早期発見、早期治療に努めており、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） 今言われた法定減免というのは、どこの市町村もやっているわけですね。これは当然やってるわけで、それ以上の努力をしないと、払いやすい、あるいは負担の少ない保険料にはならない。先ほど冒頭に申しましたように、莫大高い保険料ですから。ということを申し上げておきたいと思えます。

それから、先ほど言い漏らしましたが、防府市の差し押さえも非常に熱心なんですよ、これは。555件、平成22年度555件、これは県内でも山口市に次いで2番目に多い差し押さえ件数です。差し押さえの件数は急増しております。こういうことも、これで本当に市民のための国保と言えるのかどうか、大いに疑問を抱かざるを得ないところであります。

そこで再質問の3番目ではありますが、こういうような国民健康保険制度の現状と将来、どう考えておられるのか。これについて率直な御答弁をお願いしたいと思うんです。

今の路線、つまり今の路線を続けておったら財政難、そして保険料高騰、そして滞納増、こういうサイクル、マイナスのサイクル、悪循環、これが克服されるという見通し、全くありません。幾ら取り立てをし、差し押さえをがんがんやり、資格証明書をどんどん発行しても、この悪循環を克服する見通し、ないじゃないですか。それについてどうお考えなのか。

もちろん国の悪政が一番の根本にあります。一言申しますと、国の補助金は、国保会計に対する補助金、物すごい下がってるんですよ。市町村国保の税収入に占める国庫支出金

の割合というのは、1980年度には57.5%、国が見てたんですね、事実上。ところが2008年、ちょっと前になりますが、3年前ですが、これ、24.1%、かつての半分以下に国の補助金は落ちてるんです。めちゃくちゃなんですよ。だから、市町村の国保が苦しいのは当たり前なんです。

そういう事実があるということ、それで先ほど市長も繰り返し国には要望してると言われましたが、ここを解決しない限り、根本的な解決ありませんけれども、けれどもですよ、こういう国の悪循環のサイクルにみずから積極的に入って、強権的な取り立て、差し押さえ、これを先頭に立ってやるのか。それとも、住民の立場に立って市民の生活実態、加入者の生活実態をよく聞いて親身に対応する。そして、相談・収納活動を本当に市民の立場でやる。そのことが結果として収納率の向上につながると、こういう路線に転換するのか。

国の悪政が根本にあるのは間違いないんですけれども、市の姿勢としてどっちに立つのかと、このことが今厳しく問われてると思うんです。その点含めて、国保の現状と将来、どう考えておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 極めて大きい課題でございます。総括的な御質問ではないかと、このように思ってるわけでございますが、私も先ほど申し上げましたように、国保制度はまさに危機に瀕していると、そのように思っております。

したがって、先ほども申し上げましたように、国保会計の、私どもの会計の健全化のためにあらゆる努力をする。そのためには国庫の負担金も引き上げていただくように、国にはこれまでも全国市長会では、いつもこの話が話題になっております。市長会を通じて、またしっかりとお願いもしてまいらねばならないと、そのように思っておりますが、現場を預かる者といたしましては、その中で職務に誠実に、忠実に、やれることを一生懸命やりながら、引き続き市民の立場に立った仕事をしてまいらねばならないと、そのように思ってるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） 私も何回か、国保を滞納してる人が、よいよ困って、病院にどうでも行かないと危ないというので泣きつかれて、一緒に窓口相談に行ったことも何回かあります。

率直に申しまして、今、市の態度は本当にその人の立場に立って、寄り添って、この問題を解決するという姿勢よりも、払ってないものはしょうがないんだと、払いなさいという一辺倒のような感じの対応が、非常に現場では多くされておると、これは率直に申し上げなければならないと思います。

ぜひそういう国のやり方に、先頭に立って従っていくんじゃないに、本当に市民の立場に立って、市民を守るという立場でこの問題を進めていくように、重ねてお願いしておきまして、この問題についての質問終わりたいと思います。

次に、市の花木センターの活用計画について質問いたします。

牟礼・岩島地区にあります市の花木センターは、面積約2万平方メートル、隣接する岩島公園を合わせますと、約2万5,300平方メートルという広大な市有地であります。市全体を見渡してみましても、これだけ広大な市有地は、周防国衙跡のいわゆる二町域、これは5万平米以上ですが、これを除いてはほかにありません。

花木センターは、昭和41年に設置されて以来、市街地緑化の推進を図るための緑化樹木の生産、育成を行ってきましたが、平成19年に、市の委託を受けて、維持管理を行ってきた財団法人防府市公園緑地協会が解散しました。そして、その業務を継承してきた防府市公営施設管理公社も再来年度、2年後の平成25年3月には業務廃止となる予定になっております。

したがって、この跡地利用については、市民の関心も非常に高く、将来のまちづくりの観点からも重要になってきてると考えます。

市は、近年、市有地の売却を進めており、最近では株式会社原弘産に売却した防府駅みなとぐち広場用地の着工遅延、転売等が問題になったことは記憶に新しいところでございますが、市有地については、むやみに売却を進めるのではなく、市民の公益の立場から、その活用方法を慎重に検討すべきだと考えます。

そこで、以下3点についてお尋ねいたします。1、防府市は、現在、バブル期に地価上昇を見込んで土地開発公社が先行取得したものの、バブル崩壊後、その利用目的が不明のまま放置されている、いわゆる塩漬け土地、これは市はほとんど保有しておりません。他市に比べてこの面では比較的健全な状態にあると思いますが、現在ある市有地の今後のあり方については、どのように考えているのか。一般論でございますが、お聞かせいただきたいと思っております。

2、花木センター用地については、一時、市当局は売却の方向で動いたという情報も漏れ聞いております。現在の方針はどうなっておるのでしょうか。市民や地域住民の間では、災害時の避難場所として、これだけの広さの土地を他に見つけることは難しい。市民の安心・安全のためにも、ぜひ現在の土地を確保してほしい、こういう切実な声がございます。

また、地元住民の間では、さきの豪雨災害で避難場所としてふさわしくない、水につかってふさわしくないということが明らかになった牟礼公民館の移転・新設や、老朽化が甚だしく危険になっている岩島自治会館の建設場所として、ぜひこの土地を活用させてほし

い、こういう声も非常に強いものがございます。

いずれにせよ、このような重要な土地の活用については、行政だけで事を進めるのではなくて、市民や関係住民の声をよく聞いて、みんなが納得づくで計画を進めていくことが必要だと考えております。

以上を踏まえて、花木センターは民間業者等に売却するのではなく、市民、住民のための活用計画を具体化すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3、以上に優先して事を急ぐ必要があるのは、花木センター東側の市道岸津敷山線といいますが、これに安全な歩道を設けることであります。この道路には歩道がありません。わずかに数十センチの狭い路側帯が申しわけ程度に設けられているにすぎません。

ところが、この道路は牟礼小学校、牟礼中学校の児童・生徒の多くが通学路として利用しており、特に朝夕の車のラッシュ時は非常に危険です。悲惨な事故が起きる前に、ぜひとも花木センター用地の一部を歩道用地として活用すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 市花木センターの活用計画についてにお答えいたします。

最初の市有地・市有財産の今後についての基本的な考え方についてでございますけれども、市有地・市有財産で行政目的がなくなったものにつきましては、防府市財産処分審議会において御審議いただき、適正と判断された場合に売却処分いたすこととなっております。

次に、住民・市民の要望にこたえる市花木センターの活用についてでございますけれども、平成20年12月議会で同様の御質問をいただきました際に、西圃場につきましては、緑化推進事業の一環として、サルビア、パンジー等の花苗の育成を継続してまいりたいことを申し上げ、また、東圃場につきましては、公共施設への樹木提供が一通り行き渡ったことから、その役割は終わったものとして、売却も視野に入れ、検討してまいりたいとお答えしているところでございます。

近年は、多発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などへの対応は喫緊の課題となっております。牟礼地区においては、議員の御指摘にもありますように、柳川以東の公共施設が豪雨時の浸水区域にあることから、地区懇談会等においても、公共施設の移設等について御要望をいただいております。

花木センター周辺は、各種災害ハザードマップに照らしましても、防府市内では、災害において危険性の少ない土地でございますので、今後の利活用につきましては、議会や地

域の皆様方の御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、市花木センターに隣接しております通学路の安全の確保についてでございますが、センター北側に市道新橋阿弥陀寺線、センター東側に市道岸津敷山線が隣接いたしております。両市道ともに、児童・生徒の通学路となっておりますけれども、市道新橋阿弥陀寺線におきましては、約10メートルの幅員がございますので、車両が通行する部分と歩行者が通行する部分を路側線により明確に区分し、通学路の安全確保に努めているところでございます。

しかしながら、もう一方の市道岸津敷山線につきましては、幅員は約6.5メートルでございますけれども、自動車等の通行量も多く、車の離合の際やバス通行時には、歩行者にとって危険性の高い道路でございますので、通学路の安全確保のためにも歩道整備が必要と考えております。

そうした中、歩道整備の検討を進めてまいりするためにも、花木センターの利活用につきましては、関係各課と協議を行い、早期に結論を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） 花木センターの活用については、売却も含めて今後の活用計画を検討したいということですが、最初に申しましたように、こういう広大な市有地、ほかにはありません。国衙跡は、これは文化庁の指定でむやみやたらに売れないことになっておりますが、それを除いてはこれだけ大規模な市有地というのはいないんです。

これを例えば民間の不動産業者なんかに売却して住宅地にするとか、そういうことをやってほしくない。これは私だけじゃなくて、みんな地域住民も、あるいは市民も思っているんじゃないでしょうか。こういう大規模な土地は、何か市の計画があって、探そうとなるとなかなか見つからないもんなんです。もう既にそこにいろんな家が建ってたりなんかしてですね。しかし、今この花木センターの用地は、現にそこに利用できる形であるんですから、2万5,000平米という大きな土地が。ですから、これは売るなんていうことは考えないで、ぜひ本当に市民全体が要望するような、あるいは地域住民の要望をかなえるような土地に活用していくということをやりたいと思うんです。

先ほどの御答弁にもありましたが、防災という観点から見てもここは本当に重要です。さっきも言いましたが、我々の地域、牟礼地区の避難場所になっている重要なところ、例えば牟礼公民館、これは何回も話になりますが、あの豪雨災害のときには水に浸かりました。船がなければ通えないというような状況になる。

それから、もう一つ、私どものところでの避難場所になっています牟礼中学校、これも

崖下なんです。地元の人たちは、私はあそこに、この前は避難を一晩しましたけども、あんな危ないところへ何で避難するんかと、こういう人たちも地元の人の中にはおりました。

こういうふうに本当に安全な避難場所というのは少ないんです。だから、ここをぜひ避難場所として活用する。それから、それだけでなく、先ほどもちょっと答弁にありましたが、牟礼地区は、柳川が大体真ん中に通っておりますけど、柳川の東岸、東側には公共施設があるんです。今言った牟礼公民館をはじめ、小学校が2つ、消防署もありますし、郵便局もあります。ところが、その西側には公共施設、ほとんどないんです。郵便局が1局あるだけ。

そういう点でも、牟礼地区的に見ても非常に偏った状況になっております。ですから、その中心にあるやっぱり今の花木センター用地あたりにこういう公共の拠点をつくるということも私は大事じゃないかなと思います。

それから、通学路の問題ですけれども、これは、あそこを通ってみられたらわかります。私はこう見えても路線バスをよく活用してるんです。できるだけ市役所に健康のために歩いて来るようにしておりますが、帰りはもうくたびれて、駅前からバスに乗って帰ることが多いんですけど、私が家に帰るときには、阿弥陀寺行きかロープウェイ行き2つの路線があります。ロープウェイ行きに乗りますと、同じ岩畠という停留所でも、今問題になっている花木センターの東側の岸津敷山線のほうにとまるんです。とまりますけど、降りるときには、バスと花木のセンターの境の高くなっているところ、これとの隙間、ほとんどありません。ですから、安全のためには、一たん、バスのステップから花木センターの敷地の縁石に一たん乗って、バスが出発するのを待って、やおら歩き出すと、こういう状況なんです。バス利用者にとってもそういう状況、極めて狭いんです。だから、これをこのまま放置しておいたら、必ずいつか人身事故が起こるということは私間違いないと思います。

ぜひ、その点でも、先ほど部長の御答弁もありましたけれど、これは、花木センターをどうするかを決める以前に、これだけは早くこの用地を確保してほしいというふうに思うんですけど、市長、今、私が言いました点についての御所見、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 部長が答弁をいたしましたように、平成20年の12月議会、すなわち災害の勃発する前の年、ちょうど今からいえば3年前の12月議会では、売却も視野に入れてということで答弁したと申しているところでございます。状況は随分と変化をいたしておりまして、それに対応していくのが行政のあるべき姿であろうと私は思っております。

したがいまして、公民館の位置につきましても、非常に急ぐ、優先順位は1番か2番だよということも何度も申しておるところでございます。向島の次に、あるいはそれよりも先に牟礼の公民館の位置については検討しなくてはならないのではないか。牟礼、向島あるいは小野というような順位というものは急がなきゃいけないよということもいつも言っているところでございます。しからは牟礼の安心と安全、あるいは利便性というようなことを将来的に考えていきますときに、現在の花木センターの位置、あの土地というものは、牟礼といわず、防府の北部方面の振興・開発のためにも欠かすことのできない、極めて大切な土地ではないかと、そのように深く認識をいたしております。

したがいまして、そういう観点から、先ほど部長は答弁をいたしたと思うわけですが、再度、松浦はどう考えるかということでございますので、私も同じような気持ちでおるということで、またいろいろと地域の方々のお声に耳に傾けていきたいと、このように感じておるところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○8番（木村 一彦君） 今のところ売るつもりはないというふうに答弁されたというふうに受けとめておきます。

最後にもう一言お願いしておきたいのは、何度も申しますが、この土地の活用については、地元住民に限らず、市民全体の意見も十分汲み上げていただくということで、その汲み上げるシステム、どういう形で汲み上げていくのかをよく検討していただいて、ただ、その要望を懇談会なんかで聞くということだけでなしに、できれば、計画段階から市民が参画できるようなシステムをぜひつくっていただきたいということを重ねて要望しておきまして、この質問については終わりたいと思います。

それでは、最後に測量・設計業務委託における低価格入札の問題について質問をいたします。いわゆるダンピング受注による工事の質の低下や、下請け企業、労働者へのしわ寄せ、安全管理の不徹底を防ぐために、市では建設工事においては、低入札価格調査制度、もしくは最低制限価格制度を設けております。

しかしながら、測量・設計などの業務委託についてはこの制度がありません。いわば底なしの状態であります。このため、市内の測量設計業者からは、あまりの低価格入札がかなりあるので、我々中小零細業者は太刀打ちできない、こういう悲鳴が上がっております。

現在、山口県当局におかれては、調査・設計業務委託につきましても、低入札価格調査制度を設けておられます。また、他市においても、同様の制度を設ける動きが、今、強まっております。

そこで、防府市でもこの制度を設けるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 測量設計業務委託の低価格入札についてお答えいたします。

市では、現在、建設工事の入札につきましては、契約の内容に適合した履行の確保、過度なダンピング競争の防止による公共工事等の品質確保などを目的として、低入札価格調査制度、あるいは最低制限価格制度を導入しておりますが、測量・設計等の業務委託には導入しておりません。

測量・設計業務は、専門知識・技術を要する業務であり、各社のノウハウ、施工実績、技術力などが価格に反映される側面も強く、議員御案内のとおり、入札価格の多寡に大きく差が生じる場合もございます。

しかしながら、落札した業者の成果物が、品質面、納期等で特に問題となったことはなく、現在のところ契約に適合した履行が確保されていると考えております。

一方、本市が準拠しております山口県の入札制度では、平成21年7月から1,000万円以上の業務委託について、低入札価格調査制度が採用され、本年10月の改正では、国に準拠し、業種ごとに調査基準価格算定式を設定されております。その調査は、基本的判断、事項別判断を基準として行われますが、客観的判断が可能となる、いわゆる数値的判断基準の適合には至っておりません。

いずれにいたしましても、本市は、これまで、県の入札・契約制度に準拠してきた経緯もありますので、山口県の結果に注目することとしておりますが、一部改正の施行が本年10月からでありますことから、その成果を見るには、今しばらく時間を要することと考えております。

市といたしましても、今後、一定の成果があると判断した場合には、制度導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 時間がなくなりましたので簡潔にお願いいたします。

○8番（木村 一彦君） 県の結果を見て考えるということでありましたが、私が聞いた話は、市の指名業者の方からです。市の指名業者でも、なかなか防府市のそういう測量・設計の業務委託、参加できないと。あんなに安くやられたんでは、私ら参加できないという声を聞きました。ですから、指名業者の、特に中小、1人、2人でやっておられるようなところをぜひ意見を聞いていただきたい。そして、そういう声があれば、ぜひそれを反

映していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうも御協力、ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、8番、木村議員の質問を終わります。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

○5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。午後からの質問、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、第1点は、地域経済の活性化について、最初に住宅リフォーム助成事業の来年度への継続実施についてお尋ねをいたします。

全国的にも、長引く不況のもとで、地域経済の疲弊が大変進んでおります。その打開に向けて、各地でさまざまな取り組みが行われておりますけれども、住宅リフォーム助成制度もその一つでございます。実施している自治体が、昨年の10月時点では175自治体でございましたけれども、ことし4月には330自治体と半年間で倍近くに広がり、さらに今、増え続けております。

防府市でも、市民などからの要望を受け、5月9日からスタートをいたしました。工事金額の10%、限度額10万円として、市内共通商品券での助成事業でございますが、現在、第2次募集が実施をされております。ある施工業者の方は、リフォーム助成制度は、お客さんの背中を押して、工事発注の呼び水になった、こういうふうに変えておられます。

市は、この事業の目的を次のように述べております。市内の建築関連業界の振興のため、市民が市内の施工業者を利用して、住宅のリフォーム工事を行った場合に、予算の範囲内において助成し、もって個人消費を促し、市内経済の活性化を図るとともに、市民の生活環境の向上を促進する、こういうふうにならして述べております。

これまでの実績を見る限り、地域の仕事は地元の業者にとということと、この助成制度が確実に地域経済の活性化に結びついていることは明らかでございます。先進自治体の多くが経験いたしましたように、利用者が喜び、建設業者が元気になり、地域の活性化や自治

体も予算の効果があらわれる。まさに一挙両得ではなく一挙4得だと言われる市民の方もいらっしゃると思います。

市においてこうした経済効果が生まれております住宅リフォーム助成制度を、来年度もぜひ継続実施していただきたいと考えますが、どのように検討されておりますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

2項目めでございますが、中小企業振興にかかわる新たな条例の制定についてお尋ねをいたします。

御承知のように、昨年6月に中小企業憲章が閣議決定をされました。その中では、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく、こういうことがこの憲章の中では宣言をされております。それは、多様で活力ある中小企業は、我が国の経済の発展と活力の源泉であり、その努力を正面から支援する方向に政策の機軸を転換をしたものと言えると思います。

今日の厳しい経済状況のもとで、その地域の再生を図ろうとするならば、何が必要なのか。昨日も一般質問で議論がされましたけれども、それは、地域経済の圧倒的部分を占め、地域に雇用と所得を生み出す中小企業などと自治体、それから、住民が協働して経済を循環、つまり地域内循環、経済を循環させて発展をさせていく、そのための体制づくりに具体的に一步踏み出していただくと私は思います。

1999年に改定をされました中小企業基本法の第6条には、次のような規定が設けられております。「地方自治体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、こういうふうには書いてありますが、つまり、市の責務をうたっております。

こうした中で、全国的には、中小企業振興基本条例、あるいは地域経済振興基本条例などの制定の動きが全国的にも相次いでおります。これまでの中小企業の振興のための条例の多くが、例えば防府市もそうなんですけれども、補助金や融資にかかわるものでしたけれども、この新しい条例は地域づくりの主体として中小企業を位置づけて、そして、それを育成し、そのために市とかあるいは中小企業、市民などの役割を明記したものとなっております。

日本で初めて基本条例を制定いたしました東京都墨田区では、区の係長級の職員の方々が全事業所の調査を実施をして、そして、効果的な中小企業振興策が今展開されております。また、北海道帯広市では、経営者や業者の運動で実現をいたしました基本条例をもと

に、産業振興ビジョンづくりを、これを事業者、それから、行政、そして、銀行、地域の金融機関が協働で練り上げて、実践に移しておられます。

昨年の6月議会の私の質問に対して、執行部では次のような御答弁をしていただきました。読ませていただきますと、今後の中小企業の振興は、市内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を国、その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が連携のもと一体となって推進をしていくことが重要だと考えている。そのためにも、市の産業の基本方針と市経済関係団体、事業者及び市民の責務を定めるような新たな条例制定も含め、調査・研究してまいりたい、このような御回答をいただきました。

その後の取り組みを含めて、改めて条例づくりについて、執行部のお考えをお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、住宅リフォーム助成事業についてのお尋ねでございましたが、市内の景気・雇用対策を目的とした住宅リフォーム助成事業は、平成23年1月臨時議会にて、「きめ細やかな臨時交付金」を一部財源として、5,000万円の事業が決定いたしました。これを受け、住宅リフォームの事業主体となる防府商工会議所との協議を重ねまして、3月14日と24日に市内施工業者に対する説明会を開催の上、5月1日付の市広報、市ホームページ、商工会議所ホームページ、商工会議所だより等にて、応募期間を5月9日から6月10日までとした1次募集を行いました。

当初は、1次募集で予算枠を超えるのではないかと見込んでおりましたが、3月11日に発生いたしました東日本大震災による消費マインドの低下や建築資材の不足、梅雨前までにリフォームが間に合わないなどの理由により、予想を下回る312件の応募にとどまりました。そこで、募集期間を7月15日から12月28日まで延長すると同時に、随時募集の方向へと変更しているところでございます。

その結果、現在まで、申し込みの状況は順調に推移しております。11月30日現在の申し込み件数は630件で、住宅リフォーム事業費としては約7億円となっております。市内共通商品券助成に対する交付申請額は4,600万円に達しまして、残り40件余りの申し込みで、予算枠を超える状況となっているところでございます。

また、リフォーム完了後に交付されます市内共通商品券が現在まで約2,500万円に上りまして、市内の商業、飲食業、各種サービス業等で利用されておりますので、市内の

景気及び商業の活性化につながっているところでございます。

平成23年度から新たに取り組みました住宅リフォーム助成事業につきましては、市民の皆様をはじめ、住宅関連業者及び商業関係者の方々から非常に歓迎されておりますことから、今年度の事業内容及び成果を十分に検証した上で、来年度も継続する方向で関係機関と協議してまいりたいと存じます。

次に、中小企業の振興にかかわる新たな条例の制定についてのお尋ねでございましたが、本市の中小企業振興条例は、昭和50年4月に施行後、国が山口県の中小企業の振興施策に適合するように改正を繰り返してまいりました。

議員御指摘の、また御案内のとおり、その内容といたしましては、市内中小企業の機能と構造の近代化を促進するため、中小企業者などの自主的な努力に対し必要な助成を行うものとし、高度化事業、中小企業の組織化、技能者育成、小規模企業経営指導などの助成を主な制度と位置づけております。

また、平成22年6月に閣議決定されました「中小企業憲章」の基本理念の中で、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である」とうたわれております。

今後の中小企業の振興は、中小企業みずからの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国や県及び他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び行政が連携し、一体となって推進していくことが重要だと考えております。

議員御提案の本市の産業の基本方針や市の責務、あるいは事業者及び関係団体並びに市民の責務等を定める新たな条例を制定するためには、中小企業の役割や現状分析などを行わなければならない課題がございます。そうした課題の解決に向けた取り組みの第一歩として、本年10月から11月までに実施いたしました中小企業の経営及び雇用等についてのアンケート結果をもとに、中小企業の経営者の方々から御意見をお伺いしたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきますが、まず、住宅リフォーム助成制度でございます。御答弁の中に11月30日現在で申請件数が630件余り、工事金額約7億円、助成額4,600万円ということは、補助効果が1.5倍以上と、経済波及効果は、これはまた産業連関表に基づく係数というのを掛けなければなりませんけれども、相当な効果が生まれているというふうに思われます。

ただいまの御答弁で、来年度も継続してやっていく方向でという積極的な御回答をいただきました。ありがとうございます。この事業を継続していく上で、市民の方からのいろいろな御意見、いただいておりますので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

全国的にも広がりましたこの制度、今各地で、さらによりいいものへということで、住民の暮らし改善と業者の仕事おこし、これを結んで、いろんな取り組みが始まっております。例えば、自然エネルギーの活用や、自宅の耐震化などの防災対策、また、まちの環境等の調和などの観点も組み入れた新たな住宅リフォーム助成制度を工夫をして実施をしていく、こういう取り組みもされているところもございます。

今、市内の方々から御意見が出ておりますのは、この工事の対象枠です。対象に入らないという項目がいろいろあるんですけれども、この工事の対象枠をもっと広げてもらえないだろうか。例えば、門あるいは塀などの外構工事、それから、造園、こうした項目をその助成の対象として広げてもらえないだろうかという意見が大変出ております。

こういう点を広げていきますと、さらなる経済効果も期待できるわけですが、この点での執行部のお考え、お尋ねをしたいと思います。

塀の問題については、滋賀県のたしか日野町でしたか、実際にやっているところもございまして、大変評判がいいようでございますので、ぜひ広げていただきたいと思います。そのあたりの御回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 住宅リフォーム工事に外構工事や造園工事など、これを対象に広げてはもらえないかということでございますけれども、今年度につきましては、住宅の修繕、改築など、既存住宅の機能向上のための補修、改良を実施しておるところでございます。来年度、実施する場合の対象工事につきましては、今年度の実施状況を踏まえ、関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） ぜひ御検討のほう、よろしくお願いをいたします。要望しておきます。

この制度は、現在、商工会議所を窓口として行われております。助成金としては、市内共通券が発行されております。しかし、確かに加盟店は広がっておりますが、すべてのお店というわけではなく、また、助成金は現金のほうがいいといった御意見も私のところにも御意見が寄せられておりますし、窓口も市の窓口で直接できないのかといった声も寄せられております。この点では、市のほうはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 最初にこの住宅リフォーム助成制度の取扱店ということでございますけども、現行の市内共通商品券につきましては、商工会議所さんの会員事業所、これについてだけが該当となっておりますけども、今回の住宅リフォーム助成制度につきましては、市民の皆様幅広く使いやすいものになるように、会員事業所以外の事業所の方にも取扱店として募集をしております、現在5件の申し込みがございます。

なお、この登録でございますけども、従前からあります市内共通商品券につきましては、防府商工会議所の会員となる必要がございますけども、この住宅リフォーム助成制度につきましては、この助成制度に限定しての取り扱いとなります。したがって、商工会議所に申し込みをしていただければ、費用負担はないということでございますので、ぜひその辺についても周知をしていただければと思います。

続きまして、市民の皆様から商品券よりも現金のほうがいいのかということでございますけども、この件につきましては、利用を市内に限定した共通商品券とすることによりまして、工事を実施する建築業者のみならず、市内の商業、サービス業に対しても大きな波及効果があるものと考えております。

したがって、継続を実施する場合におきましては、現時点では商品券による実施ということを今、検討しているところでございます。

最後に、今回の窓口でございますけども、商工会議所のほうで、市のほうで何とかということでございますけども、現行は商工会議所を窓口として実施をしているところでございますけども、平成24年度実施に向けまして、とにかく申請書類の簡略化を図りたいというふうに思っております。申請書類の記入事項の見直しや添付書類の精査といいますか、とにかく簡略化が可能な部分につきましては、積極的に見直しを行いまして、より利用しやすい制度となるよう改善をまいります。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） ただいまの御答弁で、申請手続の簡略化の問題についても触れていただきましたが、このことかねがね気がついていることがあるのですが、例えば、助成金の交付申請書には、個人情報保護法に基づく承諾の欄がございます。そして、同意が求められるわけですが、同意をして、あわせて住民票、それから、市税の滞納がないことの証明書を市役所で取る必要があります。そして、さらに固定資産税、都市計画税、納税通知書のコピーも必要であります。

いろいろ全国でもっと手続を簡単にしているところはないかということで調べてみたら、岩手県の宮古市、ここは大変進んだところで、もう災害で今は大変な状況で

ございますけれども、当時立ち上げたときに、全国から、この住宅リフォーム助成制度について学びたいということで視察があったところでございますが、ここの例をちょっと紹介したいと思いますが、この申請手続に個人情報の取得という欄がありまして、申請に関する審査のため、個人情報を取得することについて同意するという項目と、同意しないという、2つありまして、もし同意しない場合には住民票、それから、税の完納証明書、それから、住宅の所有者がわかる書類、同意しない場合には取ってくださいよと、こういうことになってるんです。

そうしますと、非常に、市民にとっては、個人情報に係ることは同意しますよということであれば、市のほうで調べていただけるというふうなことで、市役所まで手数料を払って、こういう住民票とか諸証明を取らなくて済む、まず一步、こういった点でも簡略化できるのではないかという感じがいたしております。

書類も商工会議所でいただきましたけども、確かにこの書類を見ましたら、もっと簡単にその手続ができないものかという率直な思いがいたしましたので、ぜひ今年度の経験を、いろいろ調べていただきまして簡略化するように、よろしく願いをしたいというふうに思います。

住宅リフォームの最後の問題ですけれども、市民への周知の点です。この点で、今後どのように進めていかれるのかという点をお尋ねをしたいんですが、まだまだ市民には知られていない状況も、一方でございます。予算が限られた中で、今応募しても大丈夫かといったことを知るために、ほかの市でどういう取り組みをされているかというのを調べてみましたら、例えば、山口市なんですけれども、これは、商工会議所のホームページなんですけど、住宅リフォーム助成制度という項目がありまして、その中に助成金残高という項目があるんです。今、助成金の残高はどういう状況かということを市民の方に知らせるという意味ですが、開いてみましたら、引き続き受け付けを行っていますというふうに書いてありました。こういうことを見ると、今でも十分に窓口で相談に行けるなということがわかります。

それから、実は共通商品券の取扱店の一覧を紹介しているんです。こういうこともやられております。

いわば利用者の立場に立った、きめ細かな制度の周知ということも私は必要ではないかというふうに思いますが、そういった点で、制度のPRについて、今後どのように考えておられるのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今年度の住宅リフォーム助成制度につきましては、平

成 2 3 年度からの、開始の初年度ということもありまして、市民の皆様、また建築業者の方に情報が十分に行き届いているとは言い切れない部分もございました。平成 2 4 年度に、当事業を実施する場合においては、さらに広報の手段や回数を増やす方向で積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それと、議員のほうから、山口市の商工会議所のホームページに、今現在の残高状況をホームページに掲載をしているということにつきましてでございますが、これにつきましても、平成 2 0 年度以降、商工会議所と十分協議をしまして、そのようなサービスができるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5 番（山本 久江君） 住宅リフォーム助成制度、今年度限りではなくて、来年度も実施をしたいという、こういう積極的な御回答をいただきましたので、さらに進化した制度となるように、取り組みのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

中小企業振興条例の制定についてでございますが、なぜこうした条例が必要なのかということなんです。なぜ個別の商工施策やビジョンだけでは足りないのかということでございますが、中小企業基本法の改定で、まさに自治体が地域の個性に合わせて、独自の産業政策をつくって実施しなければならなくなりました。専門家によりますと、この点で、個別施策よりも条例のほうが自治体としての拘束力が強く、たとえ担当の職員の方がかわられようと、市のトップがかわったとしても、自治体として決めたことは、継承、実施されるということが大変重要なことで、そのための最大の保障が条例制定であると、こういうふうに専門家は述べております。

御答弁にもありましたように、今、防府市でも事業所のアンケート調査を実施をされておりますが、地域の事業所の実態と要求を、あるときは市の職員も訪問しながら把握されるというのは極めて重要なことであるというふうに考えております。

1 9 7 9 年に中小企業振興条例を最初につくった東京都墨田区、それから、先ほど申し上げましたように、北海道帯広市、あるいは大阪府吹田市、八尾市、そして、ことし条例化いたしました埼玉県戸田市など、全国では大変優れた取り組みを行っている自治体もございます。ぜひアンケートの結果を生かしながら、条例制定について検討をしていただきますように、強く要望いたしまして、この大きな 1 の地域経済の活性化についての項は終わらせていただきます。

それでは、引き続き、質問の大きな 2 点目でございます。県から市への権限移譲について、まず、これまでに移譲された事務の状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

政府は昨年 6 月に地域主権戦略大綱を閣議決定をいたしました。そして、ことし 4 月に

第1次一括法、8月に第2次一括法が成立をいたしました。内容は、法令による義務づけ、枠づけの見直しと、県から市町村への権限移譲でございます。

山口県では、市への権限移譲について、次のように説明をいたしております。県と市との適切な役割分担に基づき、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市で処理することを基本に、市の自主性・主体性に十分配慮しながら、積極的に推進する。権限移譲により、今まで県で処理していた事務が、移譲先の市で処理できるようになり、利便性の向上や処理時間の短縮が図られるとともに、地域の実情に即した総合的・一体的な行政の展開が可能となる。このように県の考え方を述べております。

既に事務処理特例で移譲されている事務も多いわけですが、防府市の場合、これまで、どのくらいの事務が移譲されたのか。その実態、例えば、メリット、デメリット、それから、課題や問題点をどのように把握しておられるのか、その点をお尋ねをいたします。

また、県では、市や町の合意による今後3年間の具体的な権限移譲の実施についての年次計画、これを公表いたしておりますが、防府市の場合、来年度以降の年次計画はどのようになっているのか、実施に支障がないよう、必要な手立てをどのように考えておられるのか、この点をお尋ねをいたします。

また、今後、相当な事務量増加が予想されます。ところが、市職員の第四次定員適正化計画では、さらに職員数を減らす計画となっております。計画では、今年度職員数903人を4年後の平成27年度には885人にするをいたしております。今でも、普通会計から消防の職員を除いた職員1人当たりの市民の数は181人と、県内13市中、最も多い状況でございます。2番目が下松市の166人ですから、突出して多いといった状況でございますし、職員の年齢構成では50歳代と30歳代に集中して、40歳代が少なく、20歳代が極端に少ない状況になっております。今後、50歳代の職員の大量退職を控えて、これは組織上困難な課題も出てくるのではないのでしょうか。現在でも職場は極めて多忙な状況にある中、必要な公共サービスを的確に提供していくためにも、この定員適正化計画は、見直しを図るべきと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、これまでに移譲された事務の状況と今後の計画についてのお尋ねでございましたが、御承知のとおり、平成11年の法改正によりまして、地方自治法第252条の

17の2第1項の規定に基づき、県に属する事務の一部を市町村が処理することが可能となったところでございます。

本市では、この対応方針として、市民の利便性が向上し、事務処理の効率化や迅速化が図られるものについて、市の組織体制の整備等を行いながら、受け入れを進めていくことを基本といたしまして、順次、権限の移譲を県へ要請しております。

現在、県は権限移譲の対象事務として195事務を提示し、個別事務での移譲、分野ごとの複数事務の一括移譲という2種類の移譲方法により、権限移譲が行われておりますが、そのうち、本市が対象となりますのは158事務でございまして、これまでに52事務の移譲を受けておりますので、移譲率は32.9%ということになります。

まず、移譲済みの事務の状況でございしますが、一昨年、移譲を受けましたパスポートの発給事務のように、県庁まで出向かなければならなかった手続が市役所でできるようになり、多くの市民の皆様にご喜ばれている事務もある反面、先ほど御説明いたしました、分野ごとの複数事務の一括移譲におきましては、これも市民の皆様のご利便性を向上させるためではございますが、その事務の中には処理件数が僅少な事務が含まれることもございまして、それらの事務について処理ノウハウが蓄積しにくいなどといった課題もございまして、

次に、今後の計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市民の利便性の向上を念頭に、事務処理の効率化や迅速化が図られるものについて、組織体制の整備等を行いながら、市民生活に密接にかかわるものを中心に、順次権限の移譲を受けてまいりたいと考えております。

次に、第四次定員適正化計画についてのお尋ねでございましたが、本市の定員の適正化につきましては、平成8年度に第一次計画を策定し、過去2度の見直しを行いまして、財政面で大きな効果を上げておりますが、行政需要の多様化や地方分権の進展によりまして、県からの権限移譲など、新たな業務が生まれておりますので、これに対応できる、柔軟で効率的な組織への転換や、職員の資質向上が急務となっております。

また、本市の財政見通しでは、市税の減収が予想されるなど、厳しい財政状況が見込まれておりますので、安定した行財政運営を継続するためには、人件費などの経常的な経費の適正配分に努めなければなりません。

このような状況の中、効率的な組織を構築するとともに、職員の資質向上を図り、行財政改革を着実に進めていくため、防府市第四次定員適正化計画を平成23年3月に策定いたしましたところでございます。

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間といたしまして、一般行政、教育、消防及び公営企業等の各部門の職員を対象といたしております。全体目標

値を平成27年4月1日時点で885人以下としまして、平成22年4月1日時点と比較しますと、44人以上削減することといたしておるものでございます。

議員御指摘の権限移譲による業務量の増加についてでございますが、本計画の策定時点で把握しておりました業務量の増加につきましては、計画定員に考慮されたものとなっております。全体目標値が平成22年4月1日と比べ削減された数値となっておりますのは、業務の終了や民間委託等が主な要因でございます。

なお、本計画での全体目標値につきましては、策定時点で想定できる状況を踏まえたものでございまして、今後、計画期間内において、本市職員を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、状況に応じて適正な見直しをすることを考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） これまでに移譲された事務の状況と課題について、御答弁をいただきました。

防府市は、県からの移譲は現在32.9%ということでございますけれども、全国的に見て権限移譲が進められているところで、非常に権限移譲が進んでいるところで、お隣の広島県がございまして。この状況をちょっと調べてみましたら、昨年度までの進捗率が、全市町延べ数で73.9%になるそうでございます。報道によりますと、この結果について、受ける側の三原市の市長さんが、県議会の特別委員会で次のように陳述をされております。県と十分協議の上、3年間で101件を受け入れたと。そして、これらを担当課で率直にフォローしたところ、約2割の事業で住民サービスが向上して、また逆に約1割の事業でサービスが低下した、こういうふうに述べておられます。

サービスが向上したのは、多くは事務処理に係ることで、サービスが逆に低下をしたのは、事業の予算です。それから、執行体制、技術、専門性の蓄積などで、不十分さが指摘をされております。

実施については、支障がないように、必要な手立てが十分に検討されなければならない、御答弁を聞きながら、そういうふうに私は感じました。この点も含めて、予算の問題が大変気になるんですが、権限移譲による財政的負担というのはどういうふうになっていくのか、この点で御回答、お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 権限移譲に伴います行政の負担ということでございますけれども、通常ではその権限移譲を受けた自治体で事務の執行に当たっては負担することとなっております。そうした中で、県のほうでは、この権限移譲に伴いまして財政的支援も

考えております。それがすべて賄えるものではございませんけれども、大きく3つの財政支援がございまして、1つには、引き継ぎ等経費、いわゆる引き継ぎに係る経費でございます。そういったものについての交付金、それから、権限移譲を受けまして、移譲事務を処理するに当たりましての交付金、それから、そうした権限移譲に伴いまして、事務を執行する上において、いろいろ訴訟等も起こってくることもございますので、そういった特別な場合の交付金、この3種類がございまして、当初申しました引き継ぎ等で必要となる経費につきましては、1事務当たり9万円というものをまずいただけるわけでございます。これは初年度1回でございます。こちらにつきましても、ロッカーとか、あるいは図書関係経費に充てているものがございます。

それと、もう一つパッケージで権限移譲されるようなもの、関連事務を2つか3つ等々をパッケージで移譲される場合には、これも1回でございますけれども、20万円という交付金がございます。こちらは主に広報的な諸経費に充てることといたしております。

そのほか、これは毎年度でございますけれども、移譲事務の交付金ということで、いわゆる処理をいたしました実績に伴いまして、県のほうで試算されております標準的な処理経費、こういったものを参考に権限移譲先といえますか、その市町の面積、あるいは人口割で算定したものを毎年いただいている部分がございます。それと、先ほど申しました調整交付金、主にこの3点が財政的な支援となっております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 今後の実施主体が県から市に変わること、補助金にかかわる問題も当然また市の新たな負担というふうになってくるような気がいたしますが、この点では、今後をしっかりと見ていきたいと思っております。

それから、職員の第四次定員適正化計画、御答弁では、今後、地方公務員を取り巻く環境に大きな変更を生じた場合には、状況に応じて適正な見直しを行うというふうな御答弁がございました。ぜひ、これ以上の職員減が行われないように強く要望したいというふうに思います。

さらに今後は専門的な対応も求められてくる分野もございます。責任ある執行体制をつくっていくことが求められますが、この点ではどのようにお考えか、御答弁、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員おっしゃられますように、今後は専門的な職員が必要になってくるのが重々考えられるわけでございます。そうした中で、昨年度、22年度におきましては、福祉分野ではございますけれども、社会福祉士、これを2名ほど採用い

たしました。そして、本年度、23年度におきましては、これは社会人枠でございますけれども、経験豊かな方ということで、土木技術、そして、環境分野等々、これからも重要となってまいりますので、化学技術職員、こういったような採用をしているところでございます。

今後とも、こういった専門的な職種が必要な場合には、それなりの対応は必要になってくるかと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 実は、現在でも専門職が必要な職場がございます。各方面あるわけですが、例えば臨床心理士は、現在、臨時の職員の方がいらっしゃいますが、子育てなど多方面の相談を受けておられます。しかし、専門的に対応しなければならない深刻かつ複雑な相談件数、大変増え続けておまして、ぜひ人員増が必要ではないかというふうに考えます。

先日、議員にも配られましたけれども、平成23年度教育委員会教育行政点検評価報告書、この中でも虐待などの養育問題が増加傾向にあるというこの問題に触れまして、関係機関との連携などとともに、臨床心理士やスクール・ケースワーカーを積極的に取り入れていくということが提案をされております。

ぜひ、こうした専門職、今、さまざまな子育てにかかわる問題、それから、高齢者の介護、発達障がいの問題、教育にかかわるさまざまな点、こういった点では、臨床心理士がぜひ増員が必要ではないかというふうに考えますが、この点、検討されておりましたら、御答弁お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、現時点では、先ほど議員申されましたように、臨時職員といえますか、嘱託職員等々で対応している部門もございます。今後、教育委員会サイドとも協議する中で、また検討してみたいと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 残り10分となりましたので、次に大きな項目の子育て支援にかかわって、乳幼児医療費助成制度の拡充についてお尋ねをいたします。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながっておりまして、子どもの健全な成長への影響だけではなく、社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念をされます。第四次総合計画によりますと、防府市でも、15歳未満の年少人口の割合は、平成32年には12.3%に減少していく、ということが推計されております。

一方、市が行いました防府市次世代育成支援に関するニーズ調査では、子育てについての不安や悩みについて質問が出されておりますが、子どもの健康、あるいは医療に関すること、それから、子育てで出費がかかることが、教育や安全の問題とあわせて突出して子育て世帯の意見が多いということが報告をされております。

こうした中で、少子化対策、子育て支援の一環として、乳幼児医療費助成制度が実施されていることは、子育て世帯に大変喜ばれております。病気の早期発見と早期治療、あるいは治療の継続を確保する上で、この医療費助成制度は極めて重要な役割を担っております。

防府市では、この制度の対象となるのは、4歳の年度末まではすべての子どもの医療費が無料となり、4歳以上で小学校就学前までは、県の制度であります市民税所得割額が13万6,700円以下の世帯が無料の対象となります。

今子どものアレルギー疾患も増えて、また今日の厳しい経済状況のもとで安心して病院にかかれるようにと、この制度の拡充を求める市民の声が大変広がっております。

全国的には、義務教育修了まで広げる自治体は実は増えてきているんです。防府市において、若い子育て世帯の願いに応じて、この制度の拡充をぜひとも要望したいと思うんですが、いかがお考えか、執行部の御回答、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 乳幼児医療費助成制度の拡充についてお答えいたします。

子育て支援は本市の重点施策の一つであり、乳幼児医療費支給制度は、その子育て支援の重要な施策の一つと考えております。この乳幼児医療費支給事業は、これまで県の福祉医療費助成制度に基づきまして、小学校就学前までの乳幼児を対象に、所得制限を設けて、医療費の自己負担額を助成していたところでございますが、昨年の市長選挙の際に、市長がお約束したとおり、今年度8月から、単独事業として、4歳未満児の医療費について、助成にかかる所得制限を撤廃し、4歳到達後、最初の3月31日までの医療費を無料といたしたところでございます。

病気にかかる割合が特に高い4歳未満の乳幼児を対象に、所得制限を撤廃し、医療費を無料とすることで、子育て支援とともに、保健福祉の向上を図っており、市民の皆様からも大変御好評をいただいております。

今後も、小学校就学前児童の乳幼児医療費に係る所得制限の撤廃など、さらなる制度の拡充について検討してまいり所存でございます。

一方で、県に対しましても、福祉医療費助成制度における保護者の一部自己負担金の撤

廃や所得制限の撤廃、対象児童枠の拡大など、制度の拡充につきまして、市長会等を通して、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。2009年10月に日本医師会が提言を出しております。それは、子育ての心配をなくし、少子化対策を支援するために、義務教育修了までの外来医療費の無料化を目指すというものです。今、御答弁にもありましたように、子どもの命と健康を守る施策の充実が喫緊の課題となっております。厚生労働省が、乳幼児などに係る医療費の援助についての調査、こういう調査を行っているんですが、それを見ますと、昨年4月1日現在で、この制度を実施をしている自治体が1,750あるんですけれども、通院について、15歳の年度末まで何らかの助成を行っている自治体は492、入院は696の自治体が、15歳の年度末まで、実は行ってるんです。県内でも、中学校卒業まで拡充をしているところもございます。

実は、来年度、年少扶養控除の廃止に伴って、県の所得制限を超えて、今まで医療費がかからなかったのに、このままでは来年から医療費がかかる世帯が、この控除の廃止で生まれてまいります。これでは、子育て支援の後退ではないかと思うんですが、市長さん、この点で、ぜひこの制度、せめて小学校上がる前まではすべての子どもは医療費は無料だと。さらに、日本医師会が言うように、小学校、中学校まで拡大をしていくという、そういう、本当に前向きな御答弁をもう一ついただけないかと思うんですが、その点、いかがでございでしょうか。ちょっと御回答をお願いをしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまの部長の答弁はかなり前向きな答弁をいたさせつつもりでおるところでございますので、御了解をいただけたらなと思っております。

今後のことにつきましては、慎重な財政運営をしていきながら、そのような御要望が強いということはよく承知もいたしておりますので、しっかり見据えて、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 部長さんの先ほどの御答弁はメモしておりますが、小学校就学前児童の医療費に係る所得制限の撤廃など、さらなる制度の拡充について検討する、こういうことでした。よろしく願いいたします。

また、この制度は、住んでいるところによっていろいろ違っております。全国では、実

は中学生までではなく、高校生まで対象を広げているところすらあるんです。大変、制度格差が広がっております。本来は国の制度として実施をし、安心して子どもの成長を見守る環境をつくるのが求められるのではないかとこのように私は考えますが、子どもの医療費助成制度が国の制度として実施をされますように、国に対して要望を行っていただきたいというふうに考えますが、その点ではいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども、部長、答弁いたしておりますが、市長会等を通じまして、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○5番（山本 久江君） 前向きの御答弁を最後にいただきましたので、以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、山本議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 22番、山下議員。

〔22番 山下 和明君 登壇〕

○22番（山下 和明君） 公明党の山下です。よろしくお願いを申し上げます。通告の順に従いまして質問をいたします。

第1点目でございますが、自主財源の確保についてでございます。近年、各自治体では新たな自主財源の確保に向け積極的な取り組みがなされているところであり、中でも、有料広告掲載事業は、市が保有する資産を活用し、新たな財源を確保するとともに、生活情報を広く提供し、地域経済の活性化を図るため、また、事業効果を上げるために、さまざまな工夫を凝らして取り組んでいるようであります。

そこで、第1点目の質問は、我が市の自主財源である有料広告掲載事業の取り組み状況とそれらに伴う事業効果と広告収入はどうあるのか、お伺いいたします。

2点目は、新たな自主財源の確保に向け、有料広告事業の取り組みへの方針はどうか。そして、もう一点は、自動販売機設置に関する入札制度を検討されているようですが、収入にどうあらわれてくるのか、お伺いをいたします。

3点目は、有料広告掲載には、印刷物や封筒、給与の明細書、図書貸出票、保険証カバー、玄関マット、市のホームページにバナー広告、広報紙、公用車、庁内掲示板、エレベーター等の市が保有する資産を活用している自治体の取り組みはさまざまあります。

そこで、有料広告事業の推進・拡大として、市が保有する公用車のドア部分とエレベーター

ター内、そして、庁内掲示板を活用した有料広告掲載事業を推進し、募集を行うことについて提案いたしますが、御所見をお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 22番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、有料広告掲載事業の実施状況についてのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、広告掲載事業につきましては、平成19年8月より、本事業の重要性、発展性にかんがみ、市が一体となって推進する必要性から、事業運用のための防府市広告掲載事業実施要綱並びに防府市広告掲載審査委員会設置要綱を制定いたしました。所管課からの提案による広告掲載事業募集要項・基準等の審査及び広告主の選定、広告の内容、デザイン等について、適正に審査を行い、実施しているところでございます。

御質問の広告掲載事業の実施状況でございますが、今年度につきましては、市広報ほうふをはじめ、ホームページへのバナー広告、市民課に設置しております広告付き電子案内表示機、リサイクルカレンダー、市民課の広告入り窓口用封筒、市民便利帳、職員等の給与支給等明細書への広告掲載について、それぞれ実施しております、その広告収入につきましては、約249万円となっております。

なお、市民課の広告入り窓口用封筒は、株式会社郵宣協会との協定によりまして、年間約7万4,000枚を無償で提供いただいているものでございます。また、市民便利帳につきましては、委託業務として、広告代理店の広告掲載料によって、5万4,000部の製本から配送・配達まで、すべてを請け負っていただくことにより、いずれも事業効果として歳出経費の大幅な削減につながっております。

次に、新たな自主財源の確保に向けた有料広告掲載事業への取り組みについてのお尋ねでございましたが、防府市広告掲載事業実施要綱に基づき、広告掲載の対象となる市の資産を十分活用し、さまざまな工夫をしながら、さらに事業の推進と拡大に取り組む必要があると考えております。

その取り組みの一つといたしまして、本年度から市内6コースを巡回しております移動図書館車「わっしょい文庫」でございますが、これへの広告掲載について、具体的な検討に入り、新年度から実施を予定しているところでございます。

次に、自動販売機の入札制度についてのお尋ねでございましたが、清涼飲料水等を販売する自動販売機を公共施設内に設置する場合には、これまで設置者に対し、行政財産の目的外使用により許可をいたしまして、本市の定める占有面積による土地及び建物使用料を徴収してまいりましたが、平成19年の地方自治法改正により、行政財産であっても、空

いているスペースを民間に貸し付けることが可能となりました。

この制度により、自動販売機の設置につきましても、定められた使用料ではなく、契約による貸付料としての徴収が可能となりますので、入札の競争原理による収入の増が期待できるようになりました。他の先例都市では、それまでの目的外使用により許可した場合の使用料と比べ、貸付料が数十倍になったとの実績もあるようでございます。

本市におきましては、職員による政策提案制度の中で、この入札方法による自動販売機の設置が提案され、現在、所管課において鋭意検討を進めているところでございますが、関係機関等との調整や関連する例規等の改定も必要かと思っておりますので、平成24年度中に導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、公用車等を活用した新たな有料広告事業についてのお尋ねでございましたが、先ほども申し上げましたとおり、新年度から移動図書館車への広告掲載を予定しておりますが、そのほかにも約250台の各種公用車を保有しておりますので、広告掲載が可能な車両の選別や広告主の募集方法など、種々検討を加えているところでありまして、準備が整い次第、実施したいと考えております。

また、エレベーターの壁面や掲示板などの庁舎施設を利用しての広告掲載事業の実施につきましても、公共施設は市民の財産でもありまして、市行政本来の用途や目的が阻害されない範囲において、有効に活用したいと考えております。

議員御提案の自主財源の確保につきましては、昨今の景気の悪化等により、歳入の根幹をなす市税収入の好転が期待できない状況で、市の保有する財産を有効に活用し、それを新たな財源の確保につなげるものでありまして、大変重要と認識しております。

今後、取り組むでありましようさまざまな事業を推進するに当たりましても、この広告事業の拡大と関連づけて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 有料広告掲載事業の取り組みにつきましても、平成19年9月議会でこのことについて質問をいたしております。広告掲載事業実施要綱が同年8月から施行に入ったばかりで、どんなものが広告の媒体になるのか、協議・検討の中であって、決定されたものはありませんでした。そこで、当時、広告掲載事業実施要綱及び広告掲載審査委員会設置要綱が制定されており、また、審査する組織の委員は、各部次長職にある者で構成するとありましたので、同実施要綱の第4条に規定する広告掲載の基準等について、横浜市の広告掲載基準を参考にして、詳しく事例を挙げて、判断が明確になる

ような基準を検討すべきではないかと申し上げたところであります。

そこで、質問いたしますが、本市では、同実施要綱第4条に規定する広告掲載の基準の例示を作成しておられます。先進事例と比較すると、改善を図る必要性を感じておりますが、この点についていかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 議員御案内のように、広告掲載事業要綱におきまして、広告掲載の基準等につきましては、別途例示をして、それをガイドラインとしております。本市における広告掲載の基準等につきましては、まだ、一応、ガイドラインとしておりますけれども、具体的なガイドラインは現在のところ策定しておりません。議員御案内の防府市広告掲載事業実施要綱第4条において、広告掲載ができないものを定めるとともに、別途基準を例示しておるところでございしますが、他市の状況等も参考にしながら、これの見直しを行い、今後、より明確な基準となるガイドラインを策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 前向きな検討をしていただけるということで、具体的なものは今のところ作成されていらっしゃらないわけではありますが、前向きに検討されるということでもあります。

横浜市の広告掲載基準、ガイドラインですけれども、想定される広告事業主を克明に、また27の事業所別に分けて、大変わかりやすい、判断がしやすい基準となっておりますので、この点につきましては、どうぞ、こういった事例を参考にして、いい基準をつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

さきに申しましたけれども、広告掲載を判断する委員会の審査委員会は、部次長職の充て職になっておりますので常に人もかわります。同事業が広がれば、複雑な文言や、事業主、また業種等の基準の判断に支障がないように、広告掲載基準につきましては、詳細に明確化を図るようお願いしておきます。

次に、同審査委員会での所管事項は、各課から上がってきた広告掲載事業を、中立性をもって検討して実施を図るということにしておられますが、これはこれで大変いいことだと思います。

一方で、庁内において、広告掲載の拡充を図るために、英知を出して提案をしていくということでしょうか。研究組織を設置されればと考えるわけではありますが、この現状につきまして、いかがなものでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 研究会を設置してはどうかというお尋ねでございますが、現在実施しております広告掲載事業で収入がある事業は、先ほど市長、申しましたように、市広報、広告掲載事業などの4事業でありますことから、この事業を拡大していくためには、全庁的に、広く意見、提案を吸い上げることが必要であると考えております。

このため、御提案がありました研究会、新たに若手職員等を入れて協議・検討ができる場を早期に設けるとともに、このたび新たな広告掲載事業が、職員提案制度により提案されましたことから、この制度も活用しながら、広告掲載事業の推進、拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 研究会、早期に設けたいという前向きが御回答でありましたので、若い職員を中心に、新しい発想で、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問ですが、新たな自主財源の確保として、自動販売機設置の入札制度については、来年度から導入したいという予定もしておられるようでありますが、宇部市では、自販機の公募制度を導入しております。平成22年度で約1,000万円の収入にあるようです。本市では、今後、どこまでの各施設の範囲を考えておられるのか、それらに伴う自販機の台数は何台で、収入には具体的にどのように試算しておられるのか、お伺いいたします。

それと、指定管理者制度で運営しております市体育館等の自販機については、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 自販機による貸付料の収入を図ってはどうかということでございまして、現在、防府市におきます公共施設の設置状況でございますが、全部で一応86台、設置いたしております。そのうち、今後、貸付料等で入札に付していけるものとしては、大体今49台ぐらいを可能ではないかなというような形でとらえております。そして、残りにつきましては、今、議員御指摘のように、指定管理者とか他部局で持っているかといったことがございますので、今後引き続き、協議はしていきたいなというふう考えております。

それから、効果予想額と申しますか、そういったものでございますけれども、先ほど申しました49台に対しまして、これ、売上が今どのぐらいあるかということでございますが、上下ございまして、たくさん売れているところが年間で大体80万円ぐらい、それが

ら、平均でいけば五、六十万円ぐらいかなというようなところでございまして、こういったものを今49台で計算いたしますと、貸付料率の設定にもよりますけれども、200万円程度は貸付料として上がってくるのではないかなというふうに、今、試算はしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） この件につきましては、来年度から25年度中には導入したいという、今、検討しておられるということでありますので、台数も、今聞けばかなりあるわけでありますので、年次年次、幅を広げて行っていただけたらと、このように思います。

次に、有料広告事業の取り組みについてありますけれども、平成22年度での広告収入は約350万円でありましたけれど、経済情勢が厳しい状況下の中、本年度の広告収入は低下傾向にあるようであります。

しかし、先ほど御答弁にありましたように、移動図書館車を活用した、事業効果を生むための拡充の取り組みがなされておるわけでありますが、先ほど提案いたしました公用車を活用する有料広告事業についてでありますけれども、先ほど250台、クリーンセンターのパッカー車等も含めての台数だと思っておりますけれども、250台保有しておられるということで、公用車はほぼ毎日、市内を中心に走り回っております。いろいろ長崎県の諫早市、または宇部市が今取り組んでおられるわけでありましてけれども、この諫早市を例にとって申しますと、例えば本市の公用車250台のうち、例えば40台を有料広告掲載が実現したとしましょうか。そうしますと、50センチ角で、長崎県の諫早市では年間3万円、ですから、両面で6万円ということになります。40台でありますので、240万円の収入が見込まれると、私はこういうふうに試算しておるわけでありますが、積極的な取り組みをお願いするところであります。

宇部市でも、たしか40台に有料広告がされております。これは、いろいろ車両に応じて、広告の大きさに応じて金額が分かれております。積極的な取り組みをお願いしたいと思えます。

市税の話が出ましたけれども、徴収率を1%上げる金額と比べますと、比べ物にならないほどの額かもしれませんが、経費の無駄を省く、また新たな財源を得るという精神が大事でありますので、例えて言えば、小銭貯金を積み上げると、なかなかのものです。有料広告事業の積極的な取り組みをお願いして、この項の質問は終わります。

次に、防府市公設青果物地方卸売市場についてであります。毎日の食生活に欠かせない野菜や果物などの生鮮食料品等を供給する卸売市場は、消費者の多種多様なニーズに対し、

豊富な品揃えと公正な価格形成を通じ、生産農家の経営向上に寄与するため、生産地から集荷し、生鮮食料品等の安定供給等に必要不可欠な役割を担っております。

防府市公設青果物地方卸売市場は、農林水産大臣の許可を受けて、平成元年5月に現在の植松に移転・開設されました。しかし、近年、市場を取り巻く状況は厳しく、卸売市場経由の低下、市場関係事業者の経営悪化等の高まりによって、開設以来、市場の取扱状況は減少の下降線をたどっております。

しかし、一方では、生産者及び消費者が安心できる品質管理の向上をさらに図ることが求められてきております。

そこで、質問の第1点目は、卸売市場の取扱高状況は、当地での開設以来、どのような推移をたどっているのか。また、取扱高の影響は、青果市場事業特別会計の歳入において使用料に反映しますが、このことについてもあわせてお伺いいたします。

青果市場には、毎年、歳入に一般会計から約3,000万円の繰入金が入り、歳出では、公債費、長期債償還に2,580万円が充てられております。しかし、これらの公債費、長期債償還も平成25年で完済することになりますが、そうしますと、平成26年度からは一般会計からの繰入金は、見通しとして、400万円程度で抑えることが可能となります。

そこで、2点目の質問ですが、先月、青果物地方卸売市場を現地視察いたしました。同市場は平成元年5月開設以来23年が経過しており、施設の設備等の老朽化が進んでいるようであり、生鮮食料品等の安定供給と品質管理には、徹底等を図ることが大事なことであることは言うまでもございませんが、そうした長期債を完済した平成26年度を迎えて、今後の青果物卸売市場の機能強化や活性化、施設整備改善計画等を図るのではなく、そろそろ施設の維持管理や将来計画を検討する時期に来ているのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

3点目は、流通の仕組みは、卸売業者が生産者から青果物品を購入または委託を受けて、市場内で販売し、買受人が購入して、青果商店やスーパー等から我々消費者に届く仕組みにあります。そこで、消費者が直接生鮮食料品等を買求めることのできる、開かれた青果市場の日を設けることができないかということでもあります。

駐車スペースも350台収容可能で、県道沿いにあり、立地条件も良好であります。平日は、卸売業者や買受人の出入りが、また、集荷があることから、青果市場の休日を利用し、市場の敷地西側にある約300平米のコンテナ倉庫を改良し、生鮮食料品等を消費者が低価格で直接購入できる道の駅のような売り場施設を設けて、青果市場の活性化につながる施策を検討できないものか、お伺いいたします。

当然設置者である防府市と卸売業者の許可を持つ防府青果さんと、青果買受人組合及び関連店舗、事業者との協議は必要と考えます。将来の青果市場のあり方について、協議をお願いするところであります。御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 防府市公設青果物地方卸売市場についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、青果市場は、生産農家の経営向上に寄与し、市民の皆様への生鮮食料品の安定供給に資するために、平成元年5月、現在の植松に開設をいたしました。最初に、青果市場の取扱高の状況についてお答えを申し上げます。

青果市場の取扱高の推移についてでございますが、ピーク時の平成3年度には、33億7,000万円でしたが、以後、年々減少し、平成17年度に19億1,000万円と、初めて20億円を切り、その後19億円台で推移をしておりましたが、平成21年度には17億4,000万円にまで減少をいたしました。

平成22年度は19億7,000万円に回復をいたしました。この要因は、春先の長雨、猛暑、寒波などの天候不順による品不足のため、価格が高騰したことによるものでございまして、取扱量にしましては依然として減少傾向にあります。

また、取扱高に影響されます使用料につきましては、開設をいたしました平成元年度の2,800万円から徐々に増加をし、平成10年度には3,400万円となりましたが、以後、減少に転じ、平成13年度には3,000万円を初めて切り、その後平成20年度までは2,000万円台を維持しておりましたが、平成21年度には、2,000万円を下回り、平成22年度は1,975万円でした。

次に、青果市場の施設の維持管理や将来計画を検討する時期に来ているのではないかと御質問にお答えをいたします。

青果市場内の設備機器につきましては、開設後23年が経過したため、近年では老朽化が原因と見られる故障が増加し、これに対応するための経費が増大しておりますが、年次的に整備をしてきているところです。

議員御質問の今後の青果市場の維持管理や活性化の将来計画の策定につきましては、先進地などの状況を調査・研究し、市場の機能を強化する維持管理や運営などにつきまして、平成24年度から取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費者に開かれた市場施設の活用と取り組みについての御質問にお答えをいたします。

青果市場は、生鮮食料品の安定供給とその流通拠点として、重要な役割を担っておりま

す。しかし、青果市場は生鮮食料品の卸売を目的として開設されていることから、消費者との直接的な接点がないため、これまで消費者とのふれあいの場といたしまして、「農業まつり」の開催や市場内の調理室を利用した「地産地消 料理教室」の開催、小学校の社会見学の受け入れなどを実施してまいりました。

全国の卸売市場では、市場朝市、旬の食彩市、市場開放デー、夏休み親子市場探検隊など、市場開放の取り組みが行われておりますので、今後、これらの状況も調査・研究をいたしまして、卸売業者や買受人で組織されております防府市公設青果物地方卸売市場協力会などの市場関係者とも協議を進めながら、青果市場の活性化につながる施策につきまして、検討してまいりたいと考えております。

議員御提案の市場敷地西側コンテナ倉庫を改良して、生鮮食料品を消費者が低価格で、直接購入できる道の駅のような売り場施設を設けることにつきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 青果市場を取り巻く現状の厳しさは、卸売市場を経由する青果物の低下が主な要因であります。青果市場で取り扱っている品目は、野菜、果物、鶏卵、乾物、花木であります。青果市場の取扱数量の主なものは、野菜が69%、それと、果物が30%を占めております。要するに取り扱いの99%が野菜と果物、またはピーク時の平成3年には、先ほど申されたように、33億円の取扱高でありましたが、平成22年度は取扱高も20億円を切っておる状況であります。

野菜においては、平成元年から、4月ごろには、年間約1万トン、取り扱ってございましたけれども、平成22年には約5,000トン、取り扱いの半分に減少しておるわけであり。野菜の取扱量の中身は、地場産と県内産が野菜の半分を占めておりますが、地場産、これは全体の4分の1でありますので、取扱量の減少は、市内の生産農家にとっては大変厳しい状況下にあることがうかがえるわけであり。

また、青果市場での取扱高は、特別会計、青果市場の使用料にも、先ほど申されたように大きく反映してきておるわけであり。今後の取扱量の見通しについては、どのように判断されているのかな。また、取扱量の減少を食いとめるための対策、協議がなされているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず、最初に取り扱高、これが年々減少しておるわけですが、その要因についてでございます。この要因につきましては、大型量販店や外

食産業の進出によりまして、流通形態が変化したこと、また、大手販売、大手消費者によりまして野菜の市場外流通、これが拡大したこと、また、さらには防府市におきまして、市内に新たな大型店が進出しているとともに、経営者も高齢化、また後継者難によりまして、既存の青果物小売店、これが年々減少しております。したがって、このことが、取扱高減少の主な要因ではないかというふうに考えております。

今後の見通しでございますけれども、取扱高につきましては、ここ数年はほぼ横ばいで推移をしておりますが、今後も厳しい状況が続くというふうに思っております。

しかしながら、市場活性化、また取扱高を増加するためには、今後、生産者や関係機関、さらには地元農産物の供給体制の確立に向けて、先ほど答弁いたしましたように、協力会さんと一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 取扱量の減少を食いとめるための対策、協議が私は図られていないというような、具体的な要するに御回答がないわけでありまして、従来どおりの対応であろうかと思えます。

買受人組合の組合員数も減少傾向にあると伺いました。先月、競りが行われている時間帯に視察いたしました。買受人の方が50人程度でございました。大変少ないような気がしたわけでありまして、こういった現象はどういう状況にあるのかなど、こう思ったわけでありまして、やはりいろいろ現地で話を聞けば、当初は買受人の方は350人、おられたそうであります。しかし、今、登録されてらっしゃる組合員数は107、8という数字をお伺いしたわけでありまして、実際には五、六十人の方が、要するに青果市場に競りに来られているのが現状であります。これだけとっても、要するに個人商店の厳しい経営状況が見てとれるわけであります。

ちょっと話、角度を変えます。この件につきましては、また後に、一括して質問しますが、特に気になりましたのは、青果市場のハト対策についてであります。青果市場の本場建物にハトが住みついております。天井はハトふんが目立ちます。ハトのふんを防ぐように青果物品の上には包装紙や段ボール類が被せてありますが、品質管理の上から衛生的とは思えないわけでありまして。また、鳥インフルエンザがハトに感染した事例はございませんが、生鮮食料品を扱っている以上、ハトふんは問題であります。青果市場は、市内全域の流通拠点でもありますので、対策をとる必要があると考えますが、いかがなものでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） ハト対策につきましては、平成20年6月に安全面、

効果面、コスト面から、有害動物が近寄らないようにするような薬剤、忌避剤を施行することによりまして、一定の効果がありました。しかしながら、ことしあたりからハトの巣が確認をされておりました、ふんによる青果物の被害が増え始めております。

市場に飛来してくるハトでございますけれども、主に伝書バトが野生化したものでございますので、元の巣に帰る本能が非常に強く、一度巣をつくりますと、決まった場所に大量のふんが落下いたします。

しかしながら、生鮮食料品を扱う市場といたしましては、衛生管理の面からも問題がございますので、前回と同様の忌避剤、これを使用いたしまして、今後、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 公設青果物地方卸売市場業務条例第44条、物品の品質管理の方法について、施行規則第57条2項で明記されておられることは御存じだろうと思うんです。それを参考に読みますと、その項の中に、これは卸売市場業務及び買受人のところの項でございますが、「卸売市場施設及び取扱物品を清潔に保つこと」というふうになってあるわけでありまして。

ハトの生態でありますけれども、ハトから波及する主な被害は、ハトふんが乾燥して空气中に飛散して、アレルギー質のものがこれを吸収すると、肺に侵入して身体に影響を及ぼすものとか、それとか、ハトの寄生虫には身体を刺すダニ等も確認されております。また、ハトというものは、繁殖力が旺盛で、年7回から8回、卵を2個産みますので、放置していると、あっという間に群れをつくってしまいます。

先ほど申しましたけれども、生鮮食料品の流通拠点でもありますので、防鳥ネットだとか、ほかにもいろいろ対策があると思いますが、これは強化を図らないと、大事な、要するに口に入る、そういう生鮮食品を扱っておるわけでもありますので、強化を要望しておきたいと思っております。

先ほど申しました生鮮食料品の品質管理、安定供給する上で、空調、また冷凍設備等の維持管理というものは欠かせないわけではありますが、23年が経過しておりますので、一度、青果市場の設備状況を総点検されるといいと思っておりますので、あわせて要望しておきます。

先ほど、消費者に開放してはどうかと提案している施設内西側のコンテナ倉庫の扱いについて、この質問を出したところ、この、通常言う適化法、要するに国からの補助金が入っておりますので、この適化法に引かかるんじゃないかというようなやり取りがあったわけではありますが、先ほど部長から、この適化法について、触れてらっしゃらないわけで

ありますが、どうしてでしょうか、お伺いたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問の適化法ということでございますが、他の用途の使用に当たるのかどうかということ、この件につきましては、県に確認をいたしましたところ、一過性のイベントなどで使用する場合は用途変更には当たりませんが、恒常的に使用する場合は用途変更に当たるとの回答がございました。この恒常的であるかどうかの判断につきましてでございますが、それは、個々で判断をされるというこの回答を得ております。議員御提案の道の駅のような売り場施設、これを設けることができないかどうかということにつきましては、この恒常的に使用する場合ということにつきまして、今後、国、県と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 県に相談したところ、恒常的に使うことは用途変更になると言われるわけでありましたが、もう時間も迫ってきましたので、詳しくやる時間がなくなるのかなと思っておりますが、せっかくですので、私はこの話を通じながら、こういう疑問を持ったわけでありまして。

以前、坂本団地、市長も御存じだろうと思っておりますけれども、平成13年、14年に2カ年で4棟が要するに用途廃止され、それは昭和45年、46年に建設された一番古いような住宅でありました。解体した後、駐車場にこれが整備されたわけでありまして。それで、建設して30年が経過していましたが、耐用年数が46年に達していなかったということで、国からその補助金が入っている、この適化法のことであって、当時相談したところ、国に相談したけれども用途変更については認められなかったと、こう伺いました。

一方で、公営住宅法というのがある、この耐用年数46年の2分の1、要は23年を経過した場合は建てかえができることもあって、県に入ってもらって、結果的には認めてもらったということだそうですが、この公営住宅法をお使いになられても、建てかえできるとしているということの、要するに更地にして駐車場にしているわけでありまして、いわば用途廃止というか、要するに今申されたような用途変更になるんじゃないかなというふうな気がするわけでありまして。

この青果市場の西側のコンテナ倉庫というのは、284平米で、86坪だそうです。建設費は当時約1,600万円をかけて、そのうち国からの補助が20%で、320万円が含まれているそうではありますが、この青果市場での販売する仕組みを直接消費者が買い求めることができるように、倉庫を活用してはどうかと。あそこはコンテナ倉庫ですから、コンテナをそのまま、要するに木の枠をつくられて、そのまま載せて、よく道の駅なんか

で生鮮食料品なんか売ってますよね。ああいった式で並べるだけのことを私は提案しているわけでありましてけれども、青果市場の目的、役割に対して違反するということは考えにくいと思うんですけれども、どうでしょうか。本当に違反するとお考えなんですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問のコンテナ倉庫でございますけれども、この使用目的につきましては、卸売業者が使用するコンテナを保管するための倉庫という位置づけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、これを利用することが恒常的な使用に当たるかどうかにつきましては、いま一度県、国と、何とかする方法はないかということも含め、検討したいと。ただ、コンテナ倉庫とは別に関連店舗がございます。これも、議員よく御存じだと思うんですけれども、今現在、かなり空いている状態でございますけれども、この関連店舗につきましては、買受人の方が小売販売するために市場に仕入れられる青果物以外のものを販売している店舗でございます。この関連店舗につきましては、一般消費者への販売、これも可能ということでございます。

したがって、コンテナ倉庫、これを将来的に道の駅というようなもので利用することは、今後も検討していきますけれども、今後、関連店舗を利用して、何とかそのような市場活性化する方策はないかということにつきまして、今後、検討してみたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 私は道の駅とは言ってないんです。道の駅のようなと、わかりやすく言うておる、担当者にもそのことを、やり取りの中で、課長にも、皆さんにわかりやすいということで、道の駅のようなというような、そういう売り場にしてはどうかというふうに言うておるわけでありまして、コンテナ倉庫を、これを解体するとか、福祉施設とか観光施設に、要するに使うということであれば、それは用途について問題が生じることであることは承知しております。

この提案が、そういった違反行為に値するのであれば、青果市場のどこの場所を活用しようが、適正化法の処分制限期間が来ないと、消費者が直接買い求めることができないということを言っているのと同じようなものなんです、県の見解と言われるけれども……。この適化法の第17条「決定の取消」のところに、「補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし」というところがありますので、先ほどのような拡大解釈というか、この倉庫はだめだ、あっちのほうは可能性があるみたいな、そういう判断というのは一貫性がないわけでありまして。

本来の目的というのは、要するにあそこで卸売業者が競りをして、買受人が入って、そ

して、店舗に卸して、スーパーに卸して消費者が買い求める、この仕組みがあそこの目的でありますので、それ以外の、直接買受人を入れずに消費者がということが問題であれば、場内全体でそうした使用ができないのではないかなと思います。

それと、最後にお聞きしたいんですけども、青果市場の関係者で開催する市場の運営審議会、これが開催されておられません。ひどいことに、平成12年まで開催されたらしいんですが、その後一度も開催されてないと伺っておるんですけども、この件につきましては、なぜこの条例で、条例というより、公設青果物地方卸売市場業務条例の中の「審議会の設置」、第65条、市場の適正かつ円滑な運営を図るため、今申しました審議会を置くと。それで、「審議会は、市長の諮問に応じて、市場の運営に関し必要な事項を調査審議する」ということで、16人以内で組織すると。構成は、卸売業者、買受人、関連事業者、生産者代表、消費者代表、学識経験者、市職員となっております。事務局は、農業農村課で、任期は2年ということであります。

先ほど、一番最初のところで申しましたけれども、非常に今、青果市場の取扱量というものは、この20年の中で非常に厳しい状況になっております。しかも、大きなその影響を及ぼしているのは、市内の生産農家の方々が生産したものが、その市場に量が半分になっている。買受人も大きく人数も減っている。こういう状況の中で、このもととなるこの審議会が、平成12年度を最後に一度も開催されてないというのは、これ、どうなのか。これから、要するに何も手をつけないとしているお考えなのか。これはもうA組織、B組織がやる問題だから、市は何ら呼びかけもせず、この審議会を開催しなくていいと、こう判断しておられるわけでありましょうか。

そういう、生産農家において、また買受人組合においても、大変厳しい状況下にありますが、市長、こういうところでどのように受けとめてらっしゃるか、この件について伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、運営審議会が存在しながら機能を果たしていないということにつきましては、早急に調査に入り、また御報告に上がりたいと思います。

御存じのとおり、生産者がどんどん減少していつている。また販売者も、パパママ・ストア、いわゆる昔は八百屋さんが街角街角にはあったわけですが、その方々がほとんど事業を撤退されて、かわりにコンビニが随分出現してきているという状況、あるいは大型量販店の進出などなど考えていきますと、市場がじり貧の状態をたどってきているということは、容易に想像がつくところでございます、だからこそ、その市場の運営、活性化させるためにも、審議会が機能を果たしていかなばならないわけでございます。そ

うということなど、しっかりと考えた上で、これからの公設青果市場の活性化に向けて、いい知恵をまた絞って、議会にも御提案をさせていただきたいと思っておりますので、御了解のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○22番（山下 和明君） 先ほど施設の管理維持とか、将来計画について平成24年度から考えたいというふうなことを部長、答弁されましたが、要するに、今言った運営審議会すら、条例ではうたってありますけれども、体制も何もないんです。ゼロからスタートです。だれが会長なのか、どなたがこの役員なのか。この辺から早く対応をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 以上で22番、山下議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時 2分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月8日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 田中 健次

防府市議会議員 土井 章